

407
61

日本國旗會 第二、三、四回總會

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始





日本國旗會 第二回總會



昭和十三年十二月十六日、午後三時十分開會(滿鐵ビルあじあ)

當日出席者氏名左の如し(出席順)

川村鐵太郎	松波仁一郎	篠原英太郎	島津忠重
西郷從德	阿部信行	木村浩吉	野村吉三郎
桑原芳樹	植木直一郎	中里重次	安保清種
飯田久恒	角谷揆一	平沼亮三	中川正左
清水澄	三輪田元道	山本英輔	井上一次
左近司政三	平塚廣義	宮崎清則	伊東二郎丸
河野省三	柴田善三郎	堀内文次郎	井上孝哉
大谷竹次郎	河原田稼吉		

外に海軍大佐加藤尙雄 海軍中佐松島慶三

會長 公爵 島津忠重氏挨拶 本日此の寒空に又歳末御多用の折から多數御來會下さ

いまして誠に有がたう存じます。

第一回會員總會の決議に基き國旗法制定に關する調査委員七名を委囑致しましたがそれ等委員諸君は銳意調査中でありますから不日成案を得る事と存じます、時局がら國旗の掲揚は盛んになり、從て正しき國旗、正しき掲揚法が益必要と感じますから今日の状態に直面しての御感想など一層御腹藏なき御意見を拜聽致したいと思ひます。調査委員會の状況や本會の動向については常務理事から報告することにします。

尙本日は海軍省軍事普及部の加藤海軍大佐に御講演を願ふことに致しましたから暫時御清聴を願ひ同時に御講演の勞をとつていたゞく加藤大佐に豫め深甚の謝意を表します。

是を以て御挨拶と致します。

調査委員

阿部 信行 中里 重次 吉田 熊次 宮崎 清則

植木直一郎 桑原芳樹 三輪田元道

常務理事 篠原英太郎氏會務報告

一、第一回總會について

本年十月三日第一回會員總會を開催、約四十名の會員の出席を得ましたが、其の總會の内容については既に印刷物にして會員各位の御手許までお届け致しました、同時に當日の講演を附しました又十月二十二日會員名簿を御送り致しました。

二、本年度會費について

本會の會費は十二月十日納入の事になつて居るので便宜上集金郵便を以て御願ひした、失禮の點は御宥恕を願ひたい、殊に既に御拂込済の方にまで時間上の喰ひ違ひから集金郵便が行つたこともあるので二重に催促されたと云ふ御不快を感じられた向のあるを恐れるが、悪しからずお許しを願ひます。

三、會員の異動について

十月三日第一回總會に於ける會員數は總計百二名（内顧問二名）でありましたがその後新會員として六氏（植木直一郎、高階研一、河野省三、子爵大久保立、公爵鷹司信輔、香坂昌康）の諸氏をお迎へしましたが、一名の死亡（星野錫氏）に依て、現在は百七名（内顧問二名）であります。

四、調査委員會について

本會の事業として國旗法制定に關する調査を爲す爲め委員を委嘱して、委員會を組織することを、第一回總會に於て決議されましたが、夫に基き會長は前述の七氏に委嘱されたのである、委員諸氏は阿部理事を委員會の委員長とし、十一月一日第一回會合を會長島津公爵邸に開催、爾來會合を重ねること五回、近く成案を得る運びになつて居ります、此の間島津會長は第一回、第二回委員會に出席せられ、又松波副會長、川村理事は毎回出席せられて理事と委員の間に緊密なる連絡を保ちつゝ、只管調査を進められてゐる次第である、成案が出来上つた時には總會に於て御協議願ひたいと思ひ

ます。

會長 公爵 島津忠重氏 之より議事に移ります。

一、近衛公及び平沼男に顧問を委嘱する件

常務理事 篠原英太郎氏 本會は顧問として、日章國旗の制定に關係深き御家の徳川閑順公及び酒井忠正伯（阿部家の御次男）を顧問に願つて居りますが此の度尙理事會の決議に基き近衛文麿公及び平沼騏一郎男に顧問をお願ひ致したいと思ふ、松波副會長より既に兩氏の内諾を得たのであります、が會員各位の御意見を伺ひます。

山本英輔氏 兩氏を顧問に願ふのは總理大臣及び樞密院議長の資格に於てあるか個人としての資格に於てあるか此の事は將來の首相、樞相の事に關すると思ふ。

常務理事 篠原英太郎氏 個人として委嘱するのである。

他に意見を發表する者なく、賛成の聲あり原案通り決定す。

二、會員増加に關する件

常務理事 篠原英太郎氏 會則に會員の紹介による新會員の加入規定あるが、未だ會員とならざる人にして本會の趣旨に賛成し、加入を希望する人ある場合には會員各位より宜しく御推薦下さるやう御依頼したい。

山本英輔氏 會費負擔の能力ある限り廣く會員を求めると云ふ意味に解してよいか。

常務理事 篠原英太郎氏 本會は國旗に對する感激を持つ純真なクラブ式の會なりと云ふ趣旨で行くつもりであるから、かゝる感激を持つ人ならば喜んで新會員として迎へる、會員の會費の事はそれ程考慮の中に入れてたくないが、會員として迎へる場合には經營上會費を出して貰はねばならぬ。

會員の増加も考慮することに決定。

尙女子をも會員とするかの質問ありたるも、本會は既に之を決し、吉岡彌生、井上秀子等の諸女史既に會員たり。

三、會計年度決定に關する件

常務理事 篠原英太郎氏 會費の納入ありたるにより金錢上の取扱を開始して居るので、會計の事を明かにせねばならぬ、さし當り會計年度を如何にしたらよいかおはかりする、原案としては一月一日に始まり十二月三十一日に終る歴年制によらずして、四月一日に始まり三月三十一日に終る普通會計年度の例によりたい。

山本英輔氏 普通會計年度を採用するには何か意味があるか。

常務理事 篠原英太郎氏 歴年制による場合には會計報告の爲に總會を正月か二月に開かねばならぬ事にならうが之は議會開會中其他の事で會員各位の便宜でない事を恐れる、故に普通會計年度を採用したのである。

普通會計年度による事に決定す。

四、會員外より寄附を受くる事。

常務理事 篠原英太郎氏 本會の費用は會員各位の會費を以て支辨するのが趣旨であるが、會員以外の團體其他の人から寄附の申出ある場合には之を受ける事にするか。

山本英輔氏 かゝる寄附申出の團體ある場合には其の代表者を名譽會員若くは賛助會員として迎へる用意があるか。

常務理事 篠原英太郎氏 かゝる寄附申出があるとしても其の代表者を特殊の會員として迎へる事は考へて居ない。

副會長 松波仁一郎氏 本會の設立由來から考へて本會は國旗の研究家や國旗の感激者の會合として發展させて行きたい、従つて個人として本會の趣旨に賛成の方々を會員として迎へるのである、従て寄附だけしたいと云ふ法人又は個人がある場合に如何に對處すべきかを問ふのである、抑も本會には事業を擔當する理事の外には歴史上國旗に關係深き御家柄の徳川圀順公、酒井伯及び現在の日本の事情に大通せらるゝ近衛公、平沼男の四顧問の他は悉く同じ意味の會員としてお互に集つて調査研究又談合したいと思つて居る、依つて本會に寄附せらるゝ團體があつても其の代表者を名譽會員などゝ名づけて差別待遇する様な考へはない。

山本英輔氏 實際に其の寄附の問題は起つて居るのか、又當方から進んでかゝる寄附を求めに行く意嚮なのか。

常務理事 篠原英太郎氏 未だ具體的に報告する現状に至つて居ないが松波副會長は國旗研究の權威者でもあり且又國旗に關係ある諸方面との接觸も多いからかゝる事態が起らぬとも申し難いやに聞いて居る次第である。

但し本會は寄附を當方より進んで要求するやうな行動を採らない。

委員 中里重次氏 好意的な寄附は之を受ける事は宜しいと思ふ。

會長 公爵 島津忠重氏 此の事は實際に問題の發生したる場合に考慮しても遅くないとも考へられるが、豫め態度を定める事としてかゝる好意の寄附は受ける事にしたらいと云ふ意見があるからお尋ねする、原案に異議は無いか。

異議無しの声多く、會員外より寄附ありたる場合には之を受くることに決定す。

五、通常總會及會員懇談會開催に關する件

常務理事 篠原英太郎氏 國旗に關する事については會員各位が日常の現象中で種々體驗せらるゝ事があらう、本會は國旗に感激を持つ人々の純真な會であるから其の成立の趣旨から考へても時々集つて腹藏無き意見を交換したいものである、依て型にはまつた意味での總會は年二回ぐらゐとし時々會員の懇談會を開くやうに致したい如何。異議無く原案の通り、通常總會は年二回ぐらゐとし時々會員の懇談會を開催することに決定。

總會終り午後四時より同四十分まで松島海軍中佐の「今次事變に於ける軍艦旗」と題する講演あり。(加藤大佐講演の筈の處急用あり松島中佐代講す)
講演終りて五時より晚餐會に移り七時頃散會。

以上

日本國旗會 第三回總會

昭和十四年六月十五日午後三時十分開會（滿鐵ビルあじあ）

當日出席者氏名左の如し。（出席順）

菱刈隆	川村鐵太郎	島津忠重	松波仁一郎
安保清種	篠原英太郎	米山梅吉	阿部信行
中里重次	清水澄	小笠原長生	平塚廣義
左近司政三	宮崎清則	山本英輔	中川望
近藤滋彌	植木直一郎	麻生正藏	三井清一郎
吉阪俊藏	吉田熊次	飯田久恒	

會長 公爵 島津忠重氏 本日第三回總會を開くことに致しましたところ御多用中御
繰合せ多數御出席下さいまして有難う存じます。此度の總會は今少し早く開きたい考
へて居りましたが、豫て御調査を煩はして居りました調査委員會に於て國旗法制定に
關する調査の成案も得られ、その報告書の御提出がありましたので、之を總會に提出

致したくその準備のため、その他會務の都合等に依りまして遅延致しました次第で何卒御諒承を願ひます。

本日の總會に於て御協議を御願ひ致します事柄につきましては、曩に御通知申上げて置きましたところでありますが、先づ初年度昭和十三年度に於ける本會經費の收支決算の御報告を申上げ御承認を得たい件であります。之については御手許に刷物を差上げて置きました、御熟覽を願ひたく、後刻一般會務の狀況御報告と共に常務理事より御説明申上ることと存じます。

次に國旗法制定に關する調査委員會の委員長報告の件であります。本委員會は曩に第一回總會の議に依りまして設置せられたところでありませんが、設置以來本年二月に至る四ヶ月間委員諸君は何れも公私御繁用のことをも顧られず、或は關係官廳又はその他の方面へ親しく御調査の勞を惜まず、又資料の蒐集に、その御提供等に銳意御盡瘁下され、委員會の如き前後九回に亙り長時間熱心に討議を竭され絶大なる御努力

に依り成案を得られたのであります。私は只今この委員會の成案を皆様提出致し、すに際し委員諸君の御骨折に對し深く感謝の意を表します。本調査委員會の御調査は實に本會の使命を具體的に明確ならしむるに於てその意義極めて重大なるものがある。と存するのであります。つきましては腹藏なき御意見の御開示を願ひ充分の御協議を致したく存じます。

尙ほ會議終了後小笠原子爵の御講演を願ふことになつて居ります。特に小笠原子爵に對しましては本會の爲め御講演の勞をお執り下さいますことを感謝致します。併せて會員諸君の御清聴を願ひます、之を以ちまして本日の御挨拶と致します。

只今から會議を開きます。

常務理事 篠原英太郎氏 本會は曩に創立されて以來丁度一年四ヶ月になります。尤も之は算定が非常に不明瞭でございますが、一年二ヶ月と申上るのが適當でございます。か、その初めは御承知の如く昨年二月の十八日に東京會館に國旗に關する御心

持を御持ちの方々が御集まりになりましたして懇談會を御開きになり、之が本會の濫觴のやうに考へて居ります。次で三月の二十五日に第二回の懇談會を華族會館で御開きになりました。第一回の會合の時に、どうも日本の國旗についてはハッキリして居らぬやうである、何んかこの方面に對するお互ひの會合のやうなものを拵えて、國家精神の旺んな時に國民を指導する意味と申しませうか、さう云ふやうな施設をしたら何うかと云ふやうなお話がありましたして、その時に會の設置と云ふやうな御意見が出て、それに基いて三月二十五日に第二回の懇談會が開かれたのであります。この時に會を設置すると云ふ方針が定まりまして、國旗に御縁故の非常に深い島津公爵に會長を御願ひしたらと云ふやうな御話迄出來、同時に會の名前を『日本國旗會』と云ふ名前にしたら宜からうと云ふやうなこと迄御定めになりましたやうに承知致して居ります。之に基きまして東京日日新聞の主催でございましたが高島屋に國旗展覽會がございました時に、從來參集された方々を島津公爵から御招待になりました、この席上で役員

の御委囑がございましたのであります。理事がこの時から會長から御委囑になり、又國旗に御縁故の深い徳川圀順公爵、酒井忠正伯爵に御願ひすると云ふやうな議もありまして、役員組織が斯様に出來ましたので、六月の三日に島津公爵邸に理事の人々を招集になりました、茲に副會長を決定致しました。同時に常務理事を御指名になりました。松波先生を副會長とし、不肖私に常務をやれと斯う云ふ御指名がありましたのでございます。斯様にして役員組織が出來ましたので會員の要請を致さなければならぬことになりました。勿論二月十八日と三月二十五日の東京會館及華族會館に御集まりに御出席を頂きました方々は、勿論會員にも願ひしたのであります。その他にもと云ふことで、色々理事會等で御審議の結果第一回の會員の要請を致しまして大體百名位な方を願ひたいと云ふことで各方面に招請狀を出しました。茲に於て會員の御承諾を得ましたのが今日の會の基礎になつてゐるやうな次第でございます。斯様に會員の範圍も確定を致しましたので、此處に十月の三日に第一回の總會を此の満鐵

の『あじあ』に催しましたのであります。この總會の事柄につきましては詳しく書面で印刷物を以ちまして、その時に御講演を御願ひ致しました河野博士の御講演と同時に印刷を致しまして總會の状況は詳しく御報告申し上げますので既に御諒承と存じますから重ねて申し上げますが、たゞ此の總會の時に、一體本會としては最初に何う云ふ事柄をやつたら宜からうと云ふやうな事柄が御協議になりました、その結果と致しまして、矢張り我國の現状としては國旗に關する根本法規がハッキリして居らぬ、どうしても矢張り斯う云ふ方面について何等かの施設を講ずると云ふことが必要ではないか、と云ふやうな事柄が御協議の議題になりました、その爲に一つ調査會を拵えたらどうかと云ふことで、本會の事業に關する御調査の意味合を以ちまして調査會の設置を致すと云ふことの議が御決定になりました。この會が御決定になると同時に委員の御指名と云ふものは凡て會長に御委任と云ふことになりましたのであります。會長はこの會の決議に基きまして、會員中特にこの方面のことを委嘱する適當なお方

とお考へになる方七名の委員を御選定になりましたしてさうして調査に従事をして頂く、斯う云ふことになりましたのであります。この事柄は第二回の總會の時に御報告申し上げて置きましたやうな次第でございます。阿部理事に委員長をお願いするやうなことになりました、爾來委員會は只今會長より御報告のございました如く非常な熱意を以て御調査に當つて頂いて參つてゐるのであります。二月の末に御調査の事柄が九回の委員會を重ねまして御結了になりました。この委員會の結果の御報告が御提出になりましたのであります。之は本日お手許に假りに謄寫版に致しまして差上げて置きました次第でございます。その後十二月の十六日に第二回の總會を開くことに致したのであります。この總會につきましても會の状況は印刷物を以て差上げてありますから之も當時既に御覽を頂いたことゝ存じて居ります。爾來今日迄總會等の催しはござりませんでありましたが併し理事會は随時に開きました、同時に調査會と絶えず連絡を取る爲に會長に於かれましても調査會の方にも御繰合せ御出席を頂きました、又副會長

松波先生それから川村伯爵の如きは殆ど調査會に絶えず御出席になりまして連絡をお取りになつて居つたやうな状況でございます。この過去の一年間に何を事業としたかと云ふことを御質問を受けますれば、實は創立早々のことでありまして、事業として御報告申上るやうな事柄は改めて申上る程目星しいものはないやうに存じますが、ただこの調査會に於て熱心に御調査を頂いて成案を得た、と云ふことは之は重大なる事業であるやうに考へるのであります。たゞ併乍らこの間に於きましても理事會はこの三月三十一日迄に之を開くこと前後五回に亘り理事、會長、副會長私等又川村伯爵にも、色々のことを色々お打合せ致して參つたやうな次第でございます。大體一年間の経過は只今申上げましたやうな次第でございますが、現在に於ける會員の状況は、顧問、會長、理事、會員全體で只今は百八名會員になつてゐるのでございます。顧問は最初徳川公爵、酒井伯爵にお願ひを致したのであります。その後第二回の總會の時でございますが、平沼男爵、近衛公爵にもお願ひを致したいと云ふことのお話

が出まして、その後會長の御盡力に依りまして平沼男爵、近衛公爵に於かれましては本會の爲にその顧問たることを御快諾を頂きました譯でございます。尚ほ會員中不幸にしてお亡くなりになられた方がございます。之は曩に御報告申上りました梶原さんに眞田さんでございます。この兩會員は御長逝になりました、之は會を代表して私が弔意を表しに赴きました。最近川村伯爵の御紹介で肝付兼英男爵が會員として御入會になられましたので、只今としては會員の總數は百八名、斯う云ふことになつて居ります。名簿を調製して差上げたく存するのでありますが、色々會の事情等もございまして未だ差上げて居りませぬ、いづれ適當の機會に名簿を作りまして差上げたい、斯様に存じて居ります。會務の大體の状況は只今申上げましたやうな次第でございますが、次には前年度の會計經理の状況を申上げて御承認を頂きたいと思つて居ります。

會計報告 自昭和十二年二月十一日
至同十四年三月三十一日

收入之部

種別	金額	摘要
會費	金千五百九拾貳圓也	
内譯	金參百四拾貳圓也	郵便集金(五拾人五〇口) 現金又は爲替(七人七口)
同	千貳百五拾圓也	大口の分(四人貳百八口餘)

支出之部

種別	金額	摘要
事務費		
會議費	金貳百六拾五圓九拾錢	懇談會、總會、理事會
印刷費	金百四拾八圓拾七錢	會則、會員名簿、會報、案内狀等
通信費	金六拾圓拾四錢	通信、郵送料等
交通費	金四拾四圓六拾壹錢	電車賃、バス代等
需要費	金拾壹圓四拾六錢	諸帳簿、用紙等

集束手數料	金八圓拾貳錢	依頼七十七通、受入五〇口
速記料	金貳拾五圓也	第一、二回總會講演速記料
謝禮	金拾五圓也	第一回總會講師謝禮
事務手當	金壹百圓也	十三年末(七拾圓) 十四年三月(參拾圓)

事業費
 調査會費 金四拾六圓拾錢
 通信、印刷、會議費等

計金七百貳拾四圓五拾錢
 差引殘高金八百六拾七圓五拾錢
 以上

之は御手許に刷物で差上げてございますが、實は本年の三月三十一日迄の支出になつて居ります。この前總會の時に御承認を頂きました如く會計年度に依つて行きたいと云ふことになつて居ります。唯だ昨年は二月の懇談會が最初になつて居ります。尤も之の清算は四月以後に致しましたので、支出の方にさう云ふ費用も實はありませんと

云ふことを御諒承置きをお願い致したいと思ひます。収入は會費が千五百九十二圓でございませぬ。この収入の内譯を申し上げますと、郵便集金で収入致しました會費が五十口になつて居りました之が三百圓、それから御自身で御持參を頂き若くは爲替でお送り頂きました収入が七口になつて居ります即ち四十二圓、之が三百四十二圓（五十口）と云ふことになつて居ります。その上に千二百五十圓、之も會費でございませぬが、之は會員中特別に本會の爲に、御一人で數口若くは數十口の御支捐を頂きました大口の四人分で二百八口餘でございませぬ。尙ほ會費を頂かない分もございませぬけれども、之は或は郵便集金の時にこの會員の會費と云ふことが多くの方に通じなかつたと云ふやうなことの爲に御支拂を受けなんだものもあると存じませぬが、本會の性質としてさう督促を申上るのもどうかと存じませぬ、いづれ將來整理を致さなければならぬと存じませぬが、會の性質上さう云ふ方に御願ひする、斯う云ふ趣意で斯様な収入になつてゐる譯でございませぬ。この千二百五十圓に三百四十二圓合計千五百九十二圓、斯

う云ふことになつて居ります。次に支出でございませぬが、支出の總計は七百二十四圓五十錢、その内譯は事務費と事業費と云ふものに分けて見ましたのでございませぬが、事務費の内で會議費でございませぬ、之は第一回、第二回の懇談會その他總會或は理事會等の會場の借上或はその時に要した會の費用でございませぬ。會場等に屬するものが多いのでございませぬ。次に印刷費が百四十八圓十七錢、之は會則の印刷、名簿の印刷それから第一回第二回の總會の會報、それから是等會合に關する案内狀等の印刷費用でございませぬ。その次に通信費でございませぬが、之は各種會合等に於ける郵便切手若くは端書、その代でございませぬ。その他本會として色々の調査等も致してゐるものもございませぬので、本會の會務中の調査會の方に入れてございませぬが、その調査の爲に出した通信費は此方の方で。次は交通費が四十四圓六十一錢でございませぬが、之は本會の事務を執る爲に、實は俸給と云ふやうな、囑託手當と云ふやうな金額はございませぬが、事務の方を臨時に二人位無給で依頼を致して居ります、この方が會の爲に

彼方へ行き此方へ行く時の電車、バス代と云ふやうなもの、本年三月三十一日に至るその賃銀の實費の支拂を致しましたものがこの交通費でございます、次は需用費でございますが、大體之は帳簿、用紙さう云ふやうな物の設備を致しました費用で。次は集束手數料、郵便集金を御願ひ致しましたその手數料として郵便局に支拂ひましたもの。次の速記料は第一回第二回の總會に速記を依頼致しましたその速記者に對する報酬でございます。それから謝禮、之は本會の爲講演を御願ひ致しました時にその薄謝として差上げましたその御禮のお金でございます。次に事務手當でございますが、之は先程申上げました通り時に一人時には二人随時に事務の方のことを御願ひ致して居ります、特に手當の金額を定めるとか何んとか致して居りませぬが、年末に本會の爲の薄謝としてその事務員に差上げた分でございます。尤も此の中には本年の三月出しました分が三十圓ありまするが、之は丁度その御願ひして居つた人が地方に職を得られて其方へ參りましたので臨時にその方へ支出したやうな譯でございます。斯様に致

しまして之が事務費の本年三月三十一日迄の總計でございます。次に事業費でございますが、之は國旗法の制定に關する調査會に要した一切の費用でございます。會場それから會を開く時の諸費用、是等も九回も回を重ねましたに拘はらず、甚だ少額でございます。之は水交社を會場にお願ひし若くは偕行社を會場にお願ひする等のことを致しまして、會員若くは調査委員中に斯う云ふ方面の特殊の御關係のある方の御迷惑をお願ひ致しまして拜借致しましたやうな次第でございます。要するに斯う云ふ種類の會でございます故、會長を初め私共と致しましては出来るだけ支出を少なく致し、又皆様に於ても皆奉仕的に御願ひ致してゐると云ふことが一貫したことになるて居ります。殊に調査會も二月の末に終了致しまして、先般會長より随分御勉強頂いたと云ふやうなお思召でございます。特に島津公爵邸で調査委員のお方々に御慰勞の御設備がござりました、之は特に會長の御特志に依つて、と云ふやうな次第でございますので、是等も併せて御諒承をお願ひ致します。斯様に致しまして支出の總計は七百二

十四圓五十錢、之を差引きますと八百六十七圓五十錢が四月一日に残高として残つてゐる譯でございます。この金は凡て郵便貯金に致しまして保管を致し、随時の必要に應じて出す、斯様に致して居る次第であります。大體以上のやうな次第でございます。御承認を願ひたいと存じます。

會長 公爵 島津忠重氏 御發言ございませぬか……御發言がございませぬければ御承認を得たものと認めまして御異議ございませぬか……御承認を得たものと認めます。それから國旗法制定に關する調査委員會の調査報告に關する協議に移ります。先づ委員長の委員會の経過及結果の報告。
常務理事 篠原英太郎氏 私一應朗讀致します。

(國旗調査會調査委員長報告朗讀)

會長 公爵 島津忠重氏 御質疑等がございませぬればこの際も願ひ致します。
麻生正藏氏 一寸お質ね致しますが、日本では位置について、右と左と何方が尊嚴で

あるかと云ふやうな問題があるやうですが、之に依りますと、内より見て右方と、右の方に掲揚すると云ふことになつて居ります。之は充分御研究の上の事と存じますが、その據處を伺ひたいと思ひます。

委員 中里重次氏 調査會の方でもその點については色々議論があり研究致しました。内側から右をよしとするか、左をよしとするかと云ふことについては諸論が一致致しませぬ。我國古來の習慣からして左方を上位とする、それだからしてこの際實際の近代的の慣行を一擲して左に掲揚するが宜しいと云ふ説と、近代の國際的儀禮慣習を參照して採入るべきである、且つ幾多之に關する慣行規程に於てこの頃は右方を上位として採用してゐるものが多い今日に、俄に之を左方上位と云ふことに變更するとは事實上困難である、却つて實行上に混亂を來す場合が無いとしないからと云ふので、多數の意見に依りまして右方上位と云ふことに立案致した次第であります。

麻生正藏氏 それではもう一つ伺ひたいのですが、國旗を掲げることについては詳し

く出て居りますが、この國旗を大切に保管して行くと云ふことについて何う云ふことになつて居りませうか。何うも随分掲げることは立派に掲げますが、扱それを納める所が家庭に於ては決まつて居りませぬので、中には随分變な所に入つてゐる所がある、之は家庭教育に於て大事なことでないかと思ひますが。

委員 中里重次氏 この報告の一番了ひから二枚目、三、告諭其の他の形式を以て一般又は關係者に注意せしむるを要すと認むる事項、と云ふの二、に、國旗は鄭重に取扱ひ適當の場所に保管し汚損せざる様注意を加へ掲揚に際しては相當の敬意を以て行はしむること、斯う書いてあります。之に依つて國旗の保管取扱と云ふことにも充分注意するやう何等かのところで示して頂きたい、斯う存じて居ります。

麻生正藏氏 法令の上ですか。

委員 中里重次氏 法令になりますか、告諭になりますか、何等かの形で……。

麻生正藏氏 結構でございます。何うも非常に粗末に扱つてゐる、冀くは法令の上に

何か出来れば結構だと思ひます。

副會長 松波仁一郎氏 お質ねの國旗の保管のことについては其場所さへも研究してあるのです。又その容器の適當なものをも拵えさせて迄調査してある次第です。

委員 中里重次氏 唯斯うでなければならぬと云ふ法令になりますと、違反者を拵えることになりませぬから、又各家庭その他の事情に依つて違ひますから此の程度にした次第です。

麻生正藏氏 モウ一ツ伺ひたいのは、私は店の方をよく注意して居りますが、何うもよく行つてない。店でない、門等を持つてゐるものは大體よく行つてゐるやうであります、店の方も一定して掲げるやうになれば大變良いと思ひますが。店の所では最近人道と車道との間の所に國旗を樹てるやうな設備の出来てゐる所もあります、それが出来て居りませぬ所は、銘々の家から出すと云ふことになるかと非常に亂雜なものになる譯なんです、さう云ふやうな點を何うするか。之は町會や何んかで力を竭す

やうにしたら何うかと思ふんですが、なか／＼聴くものがない、掲げるものが少ない。それでありますから之を本統に掲げると云ふことには餘程町會邊りが注意するやうにしなければならぬと思ふのであります。

委員 中里重次氏 只今のお質ねは至極御同感であります。此の前後のところ、警察官その他が世話するやうに報告に書いてあります。單に詳しく申せば、今のお話の町會それから警察官、さう云ふところで、店々では何う云ふやうに掲げた方がいゝといふ様に注意して貰ひたいと希望を申出てゐるのであります。

麻生正藏氏 モウ一ツ、今警察と町會のお話がありました。私は町會長もして居りましたが、何うも警察は人數が非常に少なくて、それを斯う云ふと迄やつて貰ふと云ふことになる、之は非常に警察の方にも同情を表さなければならぬ。町會の方は割合に色々世話人を作ることが出来ますが、それを皆様は御承知でせうけれども、一寸私の氣付いたことを申上げて置きます。

會長 公爵 島津忠重氏 御質問はございませぬか、御意見等も此際御願ひ致します。吉阪俊藏氏 一寸参考の爲に伺つて置きたいと思ひますが、この頃よく自動車等に國旗の形を描いたのをチョイ／＼見受ける。それから大體愛國婦人會では國旗の型を必ず懸けると云ふことになつて居ります。あれに就ては、人に依つては、餘り國旗を軽くするんぢやないかと云ふやうな議論もあるんですが、何か御調査の際にさう云ふ方面についてもお話が出たんでございませぬか。

委員 中里重次氏 今のお話のやうなことは澤山お話の種がありますが、併しさう云ふのは矢張り國旗類似の徽章と云ふやうなことになると思ふのであります。それから國旗類似の徽章だから粗末にしてはならぬ、必ず鄭重に扱はねばならぬと云ふことを謳つて居ります、併し餘り極端に八釜しく、一寸割合が違つたら國旗ではない、さう云ふやうな窮窟な解釋はしない、さう云ふことが宜いではないか、要するに國旗は詰り日本全國民が喜んで且つ大した負擔なくして樹て得る又樹つべきものであると云ふ

信念を持たして、餘り無理な註文をしますとつひ敬遠すると云ふ念を持たせるやうになつては困るから、さう云ふ處は大體各人の自由意思に委せる、と云ふやうな趣旨から出たのであります。

吉阪俊藏氏 この國旗會では外國の國旗のことも矢張り御調査になるのでございますか。その一例でございますが、つい先達もアストリヤ號の參りました時に、日本の國旗と亞米利加の國旗とを並べる場合に何う云ふ風にしたら宜いか、二つ並べるやうな場合に、亞米利加の旗を左側に、星の方が日本の日の丸に寄つたところに置いた方が宜いか、或は離れたところに置いた方が宜いか、斯う云ふやうなところで大分問題になつたやうでございますが、ある亞米利加人に聞いて見ますと云ふと、星が日の丸から離れた方に置かれる方が宜いと云ふやうなことを申してゐるのであります。斯う云ふやうな取扱方についても場合に依つては國旗會で研究されても宜しくはないかと考へます。それからモウ一つ、印度の旗のことです。印度人が參りました時に、或ところ

で特別に印度の旗を拵えまして歓迎に出ました所が、その印度人は無論分つて居りましたらうけれども、態と知らぬやうな風をしてゐる。あとで印度人にそれを聞いて見ますと云ふと、イヤ彼れは印度政府の旗であつて印度の旗ではない、印度には國民の旗と云ふものが別にある、三色旗で、赤と黄と白と、斯う云ふのがちやんとある、ユニオンジャックの上に月のやうな、星のやうなもの、あの旗を出されると吾々は非常に屈辱を感じると云ふやうなことで、印度人の歓迎の爲に態々旗を出しながら、印度人から非常に不愉快に思はれたと云ふやうな例が最近ありました。それは印度の志士であります、斯う云ふやうな場合に、何う云ふやうな旗を用意するのが適當かと云ふやうなことをお教へを願ひたいと思ふのであります。

委員 中里重次氏 これは私個人の意見であります、印度だけの旗と云つても國際間に承認されないものであるならば、どうも歓迎等の時に日本の國旗と並立して掲げると云ふことは如何なものであらうかと思ひますね、バブリックの場合に於ては如何

でございます。海軍邊りでは、凡て外國國旗は當該國を我政府が承認した國に限る。そこで日本政府が承認して居らない國の旗は、それは正確な國旗とは認められない。吉阪俊藏氏 さう致しますと、獨逸のナチの旗、あれは……。

委員、中里重次氏 あれは獨逸のナチ政府を日本政府が承認してゐるのですから、あの旗は當然認められてゐると思ひます。

副會長 松波仁一郎氏 凡てさう云ふ時のことも研究して居ります、外國の極く新しい旗等をも研究して居ります、例へばシヤムがタイになり、ペルシヤがイランになり、エチオピアが亡くなり、チエッコスロバキアが無くなり、國の變遷に追隨して旗も變りますからそれをも研究して居ります、けれども、國旗會としては、まだどう云ふ旗を認め、その掲揚する方法を何うするか、室内では何うするか、室外では何うするかと云ふことを決議して居りませぬ、今研究中であります。

山本英輔氏 この報告は調査委員の方が數ヶ月に亘つて屢々御會合になつて慎重に御研究になるし、尙ほ諸官廳その他に就ても色々お調べになつた上で斯う云ふものが出來上りまして誠にその勞を多とする次第でございます。併乍ら私はモウ一遍之は御再考になつては何うかと云ふことを申し上げたいのであります。無論この國旗を作るに於いては何が一番大事かと云ふと、國旗が國の象徴として日本精神の現れであると云ふことであります、その精神を没却して徒らに製作上に拘泥する譯に行かぬと思ふのであります。私は中心説を持つてゐる。日の丸の中心ではありませぬ。所謂人間の中庸、心の中庸から出發しなければならぬ、と云ふ主張を持つてゐる人間であります。ありますけれども、この中心と云ふものは、中心にあると云ふと、このものは動いてゐるのかどうか、進むのか退くのかどうか、その判別がつかぬ、中心は靜穩の狀況であります。この中心は進むも退くも自由であります。だから何うしても國運隆々として進むと云ふ象徴を得るにはその靜穩の位置を離れなければならぬと思ふのであります。太陽が天に沖した場合は、それはもう下り坂です。水平線から太陽が上つて子午

線の上に沖した時には、その瞬間に太陽が没する方に傾くのであります。天に沖した時の太陽を表はしたでは國運は下り坂であります、旭日昇天の勢を示すと云ふならば、どうしても水平線上に上つて来る朝の太陽を表はさなければならぬ。だから水平線と云ふものを基本にして、ある處へ太陽が上つてゐる、是から先日本の國運隆々として進んで行くんだ、その精神を國民に植附けて、國民がその意氣を以て凡てのものに向つて行く、八紘一宇の精神はそれからだと思ふのであります。唯だ中心だとか、製作上の中心だとか云ふことは可けないと思ふのであります。軍艦旗にしても聯隊旗にしても日の丸は旗竿の方に寄つて居ります。商船旗と云ふものも多少旗竿の方に寄つてゐると思ひます。之は島津齊彬公も御苦心になつたらうと思ひますが、何う云ふ風にお調べになつたか知りませぬが、私は太陽が丁度水平線上に現はれた時、地球から太陽の距離を測つて、其の角度を計算して見ないから分りませぬが、何かさう云ふ風に實際と合せて定めたものではなからうかとの考へも浮びます。此の如くに太陽が地平

線上に上つてゐると云ふ氣持を表はさなければならぬと思ふのであります。中心となると太陽は死んで居ります。何うしても日本の國運が隆々として昇つて来ると云ふ旭日の威を示すのには水平線上の太陽を表はしたものでなければならぬと思ふのであります。ですから日章旗の中心と云ふものは今一つ御再考を願ひたい、斯う考へます。モウ一ツ今御質問がありました右と左でありますが、是から先益々日本精神を昂揚して行かなければならぬ今日、國際儀禮のこともありませうが、日本の正しい處の精神を昂揚して行くと思ふならば、もう少し日本の精神を研究してかゝらなければならぬではないかと思ふのであります。我國神代の歴史に依りましても、伊弉冉尊が左の目をお洗ひになつて天照大神がお生れになつた。左の方が主になつてゐると思ふのであります。又伊弉諾尊が伊弉冉尊に、自分は左の方から廻る、お前は右の方から廻れと云はれたと云ふことであります。之も左の方が主になつてゐるやうであります。又天子は南面し、臣下は北面して坐る。南面してお坐りになる。天皇の左の方が東、右

の方が西であります。東は太陽の上の方、西は太陽の没する方、何うしても左が主にならなければならぬと斯う思ふんであります。日本の國では古來左と云ふ方が先になつたやうであります。左と云ふのは陽が當つてゐる。陽が一杯になつてゐると云ふやうな、辭は知りませぬが、一寸さう云ふことを聞いて居ります。右と云ふのはまだ陽が當らないやうなことを表はしてゐるやうなことを聞いたことがあります。深く研究して居りませぬが、辭の方から考へになつても何うかと思ふのであります。唯だ宮中等に於ては今迄は左大臣、右大臣と、左が上位でありましたけれども、近頃伺ひますと宮中では 天皇陛下が右に 皇后陛下が左に在らせられて、右が上の方と云ふやうなことであります。之は私は矢ッ張り 陛下が中心であるその左に 皇后陛下がお居でになり、それから左、右と云ふ風になつてゐるのではないか、之は 陛下を中心にして見た方が宜しくはないかと思ふのであります。要するに日本の肇國の歴史から見、色々の方面から調べて、本統の日本精神からして、外國では何うか知りませぬ

が、この日本精神を復活して益々宣揚すると云ふのであるならば、斯う云ふ機會が丁度良いではないかと思ふのであります。で、この點をお調べになつたら何うかと云ふことを申し上げたいと思ひます。それから之は一ツ總括的に申上るんですが、餘りどうも世の中が進むに従つてものが細かくなり過ぎはしないかと思ふのであります。法文的に云へば或はキチンと決める方が良いかも知れませぬが、之が爲に又却つて面白くないやうな場合も出來やしないかと思ふのであります。私は石黒子爵に會つて聞いたことがあります。日清戦争の時に 明治大帝は廣島の大本營に御出でになつた。子爵は戦地の視察に行つて居つた時丁度天長節に出會して、野戦の陣中で日の丸の旗が無かつたものだから、紙へ持つて行つて梅干で日の丸を描いて 天皇陛下萬歳を唱和して祝した。石黒子爵はその旗を一本貰つて歸り、さうして 天皇陛下に當時の状況を奏上されたと云ふことを豫て伺つたことがあります。日本の國旗を縦が幾らで横が幾ら、徑が幾ら、中心でなければならぬと、キチンと決めたならば、之に外れたものは

違反である、日本の國旗ではない。さうなつて來ると、今日例へば吾々が支那方面を封鎖してゐる、その場合に日本の國旗を樹てた戎克が通る、引つ捕へると、之は日本の國旗ではございません、寸法を測つて見て下さい、中心ではありません、徑が何分の一ではありません、と云つた場合に、日本の國旗を斯うくとキツチと決めて居つたならば、それを押へることが出來ない。それから又斯う云ふ風に國際間の微妙な時に、支那人が日本の國旗を侮辱した、それを憤慨して日本の兵隊を繰出す、之は日本の國旗ではない、寸法を測つて下さい、寸法が違つてゐる、日本の國旗ではない、斯う云つたら何うにもならない。餘りものをキチンくと重箱の隅を掘るやうに規定して了ふと云ふことは如何であらうか。日の丸と云ふ大きな精神があつて融通無礙のところは日本精神が現はれてゐる、無限小から無限大に伸びるところの力を持つたものであります。それで例へば郵船會社なら郵船會社で旗を多數供給しなければならぬ、それには大體一定しなければならぬ。或は又旗を生産する會社が旗を拵える、さう云

ふやうな時には一寸した規程が要るかも知れませぬが、それがあから一般にも規定しなければならぬと云ふことになるかと餘り窮窟ではないか、寸法に合はないものは凡て國旗ではないと云ふことになるかと非常に厄介なことにもなる。紙片へ日の丸を描いて、それが寸法が違つて居つても、歪になつて居つても宜しい。無限小から無限大に伸びる所の融通無礙のものでなければならぬと思ふのであります。其の融通無礙の所に日本精神の現はれがあると思ふのであります。それで私は、この國旗は餘り細かく規定して了つて動きが取れなくなつて了ふと、却つて國旗の爲に害になるのではないか、日本の爲に不利益になるのではないかと思ふのであります。以上申上げたやうな種々の點からして、私は之は一ツ御再考にならむことを希望申上る次第であります。副會長 松波仁一郎氏 今山本大將から綿密に色々のお話がありましたが大體は、法律又は勅令で國旗の事を決めない方が宜からう、餘り窮窟になつて拔差しが出來ないでは困まるといふ事、左右と云ふ關係に於ては左が何事にも上であるからこの際旗

に就ても左を上位にしては何うかといふ事、日の丸が中心では太陽は靜かにして行止りを意味するから、改めて進むと云ふこと、東の方から西の方に進み得るやう日の丸を東の方に片寄らしめなければならぬといふ事、其他尙澤山の點がありました、其等の點はいづれも調査委員会で議論のあつた事で阿部委員長が其色々の議論をお纏めになつて、此起草委員案が出来たのですから、孰れ阿部君からそれへ御回答があらうと思ひます。が私としてもお答をする。先づ法律又は勅令で餘りハッキリした事を決めると窮窟になり一寸でも違ふと國旗とならず隨てそれを破損したり冒瀆したりして、此れは國旗ぢやないから構はぬと云つて遁れるやうな人が出て來ないものでもないといふ事からお答する。それは御尤な所もある、しかし刑法の紙幣偽造罪では紙幣の繪の蜻蛉の肢一本少くても罰することにしてある、肢が一本少いことは素人には分らないから、矢張りそれは蜻蛉と見る。千枚の紙幣の中九百九十九枚が本物なら他の一枚をも本當の紙幣と信じて流通するから、本物でなくとも本物に似て居れば

それを拵えたものを偽造罪に問ふことにする。本當のものでなくとも偽せて造つてあれば人が損をするから造り人を罰するのである。それと同じく、旗にありても例へば三尺の横に對して二尺の縦が規則であるのに、一尺九寸、或は一尺九寸九分とすれば、之は國旗でないとの口だけの辯解がつく様だけれども、法律の精神から見てもさう云ふものを冒瀆しても國旗を冒瀆したものと解し得るだらう。かの英吉利の旗、御存じのユニオンジャックの作り方は非常に難しくなつて居ります、あの襷の線の入れ方は非常に難しい。それを少しく違つた入れ方をした旗を拵えて其旗を侮辱しても、英吉利人は英吉利の旗の侮辱だと云つて憤るだらうと思ふ。

私の調べたところでは大抵の國、私の研究が足りないから、凡ての國と申さず大多數と申しますが、其の大多數の國は法律又は勅令で以て國旗のことをキツチリと決めてあります。文明國中英吉利は議會で御存じの通りのユニオンジャックの旗を定めて居ります。又佛蘭西それから亞米利加合衆國等は法律を以てキチツと定めて居る、或

國は勅令或は一種のオーダーで旗を決めてあります。困難な旗でも法令で定めてある。亞米利加の旗なども、十三線は割合に簡單ですけれども、星の大きさ其角などは非常に難しいので、私共何度其規定を讀んでも忘れて了ふ。星の出し工合はどうする、星の角度は何の位にするかなどは中々ハッキリしない程難かしい、恐らく素人には正しき米國旗が出来ない位至難であります、併し吾々が布に四十八星を並べそれに筋を十三引つ張つてあれば、假令星の角度を間違へて作つてあつても、其旗を態と損傷した場合には亞米利加人は亞米利加の國旗を侮辱したと云つて怒るだらうと思ふ。そんなに難かしい旗ですら諸國が法令で決めるのですから、日本國旗のやうな割合に簡單にして作り易い旗のこと法令で規定するのは毫も差支がない、間違つた旗を作つて夫れを侮辱するだらうと云ふやうな心配はない、實際作るものがあつても、實際の運用に依つて何うにか出来るから、それを恐れて國旗法を作るなど云ふ御議論は何うかと思ふ。仍てどんな風の國旗を作つても宜いと云ふ様な放漫な事をせず國家として正確

に定め、日本の國旗は斯う云ふ風に作るべしと定めて置く方が宜しからうと思ふ。

次に日の丸の位置のことですが、之を旗面の中心に置くのが良いと云ふのは大多數であるが、他には左に片寄せるが良いと云ふ人、右に片寄せるが良いと云ふ人があり、又左に片寄せると云ふ人の中に横長の百分の一だけ片寄せるが良いと云ふ人、百分の二片寄せるが良いと云ふ人、或は又成るべく左りに片寄せて旗竿近くにするが良いと云ふ人があつて、さう云ふところが區々になつてゐて此れでは正確なる日本國旗は判らなくなる。

本當の日の丸の旗が判らなければ日本人自らが心配し又外國人に至つては更に日本の旗が分らなくなつて、法令の制定を望み、吾々の國では法律で國旗の事を決めてある、佛蘭西も決めてある、英吉利も決めてある、獨逸も決めてある、亞米利加も決めてある、然るに日本は一體どうして法令で旗を決めないのだらうかと不審するから速かにハッキリした標準を法令で定めて置く方が良いと思ふ。

理事 伯爵 川村鐵太郎氏 私一寸山本さんに伺つて見たいことがございます。只今山本さんは國旗の制定を細かくすると、之は非常に日本の將來進む上に於て心配だと云ふお話であります。日本にも標準時と云ふものはあるんです、吾々時計を持つてゐる、標準時に一分でも違つたらその時計は正確でないからいけないと云ふことになると、何んの契約をするにもその時計、吾々の持つてゐる時計では契約が出来ないと云ふやうなことになるのであります。日本の旗もさうでございます、私共一番心配するのはチャンと一定の方式が決まつてゐない爲に心配する。決まつて了つたからと云つて、小學校の生徒が半紙に赤い日の丸を作つてですよ、それで出征兵士を送つても、その精神は必ずその旗に依つて現はれてゐると思ふ、決してそれが正確の旗でないからと云つて小學生徒の誠意が無視される譯ではないと思ふ。それと同じことですね、私はこの日本の國旗と云ふものが一定してゐないと云ふことに就て非常に心配してゐるのです。詰り山本さんとは正反對の意味に於て心配してゐるのです。私が國旗會に

參加致しまして熱心にこの調査についても傍聽して居りました意義は其處にある。何とかして日本の國旗と云ふものは一ツの標準があるやうにしたい、そして吾々皆向ふところを知らしめるやうにしたいと云ふことは私衷心から考へてゐる。山本さんの御論の中に、旭日を象徴する、表現する日本の旗と云ふことは、之は皆知つてゐることとあります。明治大帝の御歌にも國旗のことを御歌ひになる時は必ず旭日と云ふことを御歌ひになつて居られるのであります。さうして先程旗面の上に如何にして旭日を表はすかと云ふことについては島津齋彬公も御苦心のあつた事と思ふが、之には何か文獻があるかと云ふやうなお話であります。成程文獻はありません、私は口碑に依つて或る古い方から聞いた話、史實が幾多あるのであります。非常に御心配になつたことは、如何に旗面へ旭日を表はすかと云ふことに就て、ありまして、種々御工夫のあつたと云ふことを聽いて居ります。その點に就ては山本さんと別に意見を異にして居りませぬ。けれども斯るが故に日本の標準の國旗を見合せて置いてそれが宜いと

は私共實際考へられませぬ。何うか此際皆様の御盡力に依りまして、日本の國旗と云ふものは斯う云ふもので、旭日を表現してゐるものだと言ふことを示し、それに依つて吾々の向ふところを知らしめたいと思ふのであります。簡單でありますけれども今山本さんのお話と、前提は同じことでありませけれども、結論が少し違つて居りますから之を申上げて置きます。

山本英輔氏 私の云ふ處は、之をキチツと決めて、違反したものは國旗ぢやないぞと、動きが取れぬやうにすることは可けない。今川村伯の云はれるやうに大體標準とすると言ふのであつて、その標準から狂つてゐても國旗と云ひ得る程度であるならば之は差支へないと思ふのであります。唯だ基準が斯うなると、局に當るものがそれを取違へて、合はないものは國旗ではないぞと云ふことになるやうな場合に面倒が起りはしないかと思ふ。標準を決めるならば、天に沖した時は下り坂であるから、旭日の水平線から上つたところを表はさなければその精神が現はれんと思ふのであります。

理事 伯爵 川村鐵太郎氏 之を一つ政府に吾々進言致して假りに政府が制定した處で、小學校の生徒が紙で作つた國旗を、寸法が違つてゐるから國旗ではないと云ふやうなことは決して起りはしないと思ふ。

山本英輔氏 處が官吏と云ふものは杓子定規ですから……。

理事 伯爵 川村鐵太郎氏 それから、立ちました序でございますから、別に今日は何も申上げない積りで參りましたけれども、立ちましたから一ツ、山本さんと前提は同じであつて、その結論に違ふ處があると云ふ事を申上げてあります、この點を一二申上げて見たいと思ふのであります。私はこの日章を中心に置くと云ふことは旭日を表はさないと云ふことになるので心配してゐる。何故かと申しますと實驗心理の上から云つても、視覺の方から云つても、日章を幾何學的中心に置くと云ふことになるやうな旗の制定であれば、之は旭日ではないのであります。私委員會にも再三私の意見

を申上げて充分御承知の事と思ひますが、實驗心理の問題は相當難しい問題でありまして、私は大學の先生に實驗心理の材料、理由等調べて貰ひました、相當に立派な調査が出来てゐる心算であります。いづれ之は又この御議論が中心と云ふことで今日お決まりになつて、國旗會が政府に御進言になる場合に、私政府に參考として、大學の實驗心理の先生及視覺から起るイリュージョンと云ふことを説明した意見書を立派な人に書いて貰ひましてそれを出す心算で居ります。甚だこの委員の方の長い間の御研究に對して誠に衷心より相濟まぬと思ひますけれども、この事實は海軍省の軍務局、遞信省の旗を拵ふ處の職にあるものゝ一般の意見であります。そこで私は折角之を御出しになるならば、實驗心理の上からも、視覺の上からも、旭日と云ふことの失はれないやうな制定を見ると云ふことを衷心から希望するのであります。そこで之は私個人の一つの議論ではありませぬ、この中心説がこの總會に於て認められ、政府に之をやるやうに御希望になつた場合には、極めて事は難しくなつて、之は簡単に濟むまい

と心配してゐるのであります。私は出来るだけ早く、何んでも宜いから日本の國旗が制定されるやうに希望しますけれども、同時に旭日と云ふ觀念を失はないやうに、日本の國旗を制定されることを御願ひしたい。それから先程山本さんの御説に依つて、旭日を表現するに就ては何れ位の角度に旭日が上るとか何んとか御話がありましたけれども、そんなことは決して問題になりませぬ、即ち如何にしたら遠方から見て中心に見えるやうに日本の國旗が制定されるかと云ふことが問題であります。如何にしたから中心より後にならないやうに國旗が見えるやうにするには何うしたらよいか。一番よい説明があります。松波博士の御著書に依つてハッキリお書きになつて居りますが、佛蘭西の旗は青、白、赤であります。之は實驗心理の上から、初めの青は三〇%にしてある、その次が三三%、最後の赤は三七%に延びて居ります。即ち初めが三〇%、その次が三三%、その次が三七%合せて一〇〇%になつて居ります。之は佛蘭西でその三つの色の幅が同じやうに見えるやうにするには何うしたら宜いかと心理學の上か

らも研究したのです、それから實驗心理學の上からも研究したと云ふことは松波さんの御本に明白にお舉げになつてゐる。ところで何う云ふものか日本の旗についてだけは、前の白も後の白も同じでなくてはならぬと云ふ御論は何處から出るのかと云ふことは私伺つて見たい。松波博士は旗については非常な權威者であります、吾々子供の時分から松波さんのことを尊敬してゐるのであります、相當の御名論はあると思ひますが、私は何うしても旭日に見えるやうにするには中心より下つては可かぬ、實感から之が私の論點であります。そんなら如何にすれば宜いか、之はモウ實驗された旗が澤山あります。幾らか中心から旗竿の方に寄らなければならぬと云ふことは實際の問題として幾つも實例はあります。之は遞信省にお聴きになつても、海軍省にお聴きになつても、海軍省の軍務局案は旗に就ては權威者であります、斯う云ふ方面にお聴きになれば直ぐ分る、百分の一寄せると云ふことを要望してゐる。寸法で百分の一旗竿の方に上ると云ふことを要望してゐる。國旗はその百分の一上ると云ふこ

とでなければ可かぬ、下げて中心にすると云ふことは日本精神をそれだけ退げると云ふことになる、私は日本人であつたら皆が斯う云ふだらうと思ふんですが、マア今山本さんの御論についての私の異論と申上るか、私の持つてゐる考へだけを申上げて山本さんと何う云ふ風に違ふかと云ふことだけを申上げて置きます。

委員長 阿部信行氏 私は曩に會長の御委嘱に依りこの調査委員會の委員長をお受け致しまして、昨年十一月一日以來數回會議を重ね審議の結果今日に至つた次第であります、大體この國旗の標準と云ひますか、基礎と云ひますか、それが明確になると、先づ大體吾々の頭の中にある國旗と云ふものは何んなものかと云ふことが決められる。國民の中にもそれについては甚だぼんやりして居るやうであり、山本さんの云はれるやうに白地に赤であれば何事も國旗と云ふやうな心持、さう云ふ考へ方は吾々の頭の中にも相當あるんであります。けれども段々論じ詰めて行くと云ふと、何か據處がないと云ふと落着かないやうに思ふ。が、それに依つて或る形が決まつたならばそれ以

外のもは旗でない」と云ふ風に考へねばならぬと云ふのは餘り窮窟な解釋になると思ふのであります。兎も角も基礎を拵へる、さうしてそれに基いて後のことを考へると云ふ心算で國旗の制式と云ふことを研究したんであります。でありますから二と三の比であると云ふても、例へば若し一遍雨に當たれば或は二と三の比が狂つて來るかも知れない、二と三より大きくなつたり小さくなつたり色々するでせうが、その度毎に國旗でない」と云ふやうな解釋は餘り窮窟過ぎること附けた解釋ではないかと思ふのであります。茲に大體の標準を示したならば、その心持で拵へてあればそれで宜しいと云ふことになると思つてゐるのであります。それから日の丸が中心であると云ふことに就てゝありますが、山本さんの御説に従へば横にずるより下に置かなければならぬやうに思はれます。旭日昇天と云ふならば下からポツと上るやうに、それから東からと云ふと、左下の方に旭日を描かなければならぬ。併し實際のところ其の割合は知りませぬ。唯だ心持だから、若干ぬざらしたと云ふことが未だ未來があると云ふことを

意味するんだと云ふことで解釋すれば一向差支へないと思ふのであります。それは調査委員の會合の度毎に出た意見でありまして、詰り旭日が昇ると云ふ心持を表はすんだ、だからして旗竿に近く太陽を置かねばならぬ、極端に云へば旗竿に近ければ近い程未來があるとも云へる。丁度軍艦旗のやうに太陽をずつと旗竿に寄せると云ふことも出來ます。それから見た處で兎に角真ん中に置いては流れて裾の處に行つたやうに見える、だから旭日を真ん中に見えるやうに描かなければならぬ、斯う云ふ説もあります。只今川村さんの云はれたのも其御議論であります。それから今一ツは兎も角も太陽を中心にしよう、何の心持も御尤であるけれども、心持を満足させることは或は出來ぬけれども、太陽を真ん中に置くと云ふことを一律に標準を其處に置けば出來易い、と云ふやうな考へ方、この三ツが何遍も繰返へされたのであります。その結果多數の人の考へは、單純なる中心主義になつた譯であります。その考へ方は前の二ツの説を満足させ得ないと云ふことは承知致して居ります。それから問題の旗の左、右

であります、之も先刻申し上げましたやうに何處迄も日本の古籍に則つて左でなければならぬと云ふのと、日本は唯だ昔の習慣だけを墨守するのではなくて、日に新たに於て世界の凡ての習慣凡ての手法を取入れて皆それを己のものにするのであるから、單に形に拘泥するのではなくて、さうして一切皆自分のものにすれば、古い自分の形だけに膠着する必要はないと云ふやうな意味合で、現に廣く使はれてゐるものを採用したいと云ふやうな心持から遂に右と云ふやうになつたやうに記憶致して居ります。その他細かく申しますれば、餘り窮窟に彼此規定しては可かぬではないか、兎に角國旗と云ふものに對して抱く心持が大事なのである、その國旗に對する心持さへ充分發揚が出来れば餘り形式に拘泥せんが宜いと云ふ説と、それから出来るだけキチンキチンと決めたい、之は性分にも依りますしするもんですから一概に何方が宜いとも云ひ兼ねるんですが、餘りに放漫にして置くと云ふと粗末な扱ひをする、云ふことの心配をされる方もあります。それで大體、國旗と云ふものを大事に扱つてさうして國

旗に親しんで行くと云ふやうにしたいと云ふ心持を持たせるやうに注意を喚起すると云ふ程度で、餘り窮窟な規定は拵へないやうに、併し餘り粗末な今迄のやうな拵方をせぬやうにと云ふことを注意して貰ひたい、之は公私團體で注意しても宜しいし、或は政府が公私團體へ注意を與へても宜しいし、適當な方法でやれば宜しいと云ふやうな心持でこの報告は書かれてゐる次第であります。それだけの委員會の經緯を申上げて置きます。重ねて申し上げますが、調査委員の凡てが一字一句皆之に同意されたと云ふ譯に參りませんのはそれは斯う云ふ會の常であります。この點も申上げて置きます。山本英輔氏 私は始終精神を云つてゐるのであります。太陽の位置、左と右、その據るところの精神を私は云ふのであります。その精神が何方が良いかと云ふことはモウ一遍御研究になつたら何うかと思ふのであります。今此處でお決めにならぬ方が良いと云ふことを申し上げたいと思ふのであります。

副會長 松波仁一郎氏 御心配のお話はよく分りましたが、抑もこの原案數ヶ條を拵

へるに就ては夫々の専門家が九回もお寄合になつたので、左と右のことも、日の丸を旗面の中心に置くか一方に片寄せるかと云ふことも充分研究した上の原案で決して輕卒に定めたのではありません、旗の事に關して權威のある方々が各自色々御研究をせられ、然る後總員九回會合してやつと數ヶ條出來たのであつた。粗漏處ではなく、實に至れり盡せりといふべき原案です、私はオブザーヴァーとして常に會議の模様を見て居つたので。

委員 中里重次氏 私はこの報告に參與した一人であります。松波博士、河村伯、阿部大將皆さんの御意見に依つてモウ私の述べることではないのであります。唯だ一ツ二の點だけを補足して置きたいと思ひます。先程の齋彬公のお作りになつたのが何の位中心から寄つたのかと云ふことは文獻の據る處がない。唯し尙ほ不完全ながらも一ツ有る規程と云ふものは即ち明治三年の太政官布告第五十七號であります。あの布告は皆大きさを以て示したのではなくて、皆寸法を以て示してあるんであります。處で

あれは初から縦なり横なりの割合と日の丸の大きさとその位置を選んで然る後に寸法を書いたものであるか、或は初めに寸法を考へずに、出來上つたものの寸法を測つて、その寸法が太政官布告に載つてゐるものか、この點も實は調べて見たんですが、之も私の調では文獻が乏しいのであります、調が粗漏であるか何うか分りませぬが、何うも出來上つたものから物差を當てし調べたものではないかと思はれる點は、横が一尺三寸一分、一分と云ふ細かい寸法は甚だ訝しな譯である。何うもこの邊から見ますと、出來上つてから延べて寸法を測つたのであし云ふやうな何尺何寸何分と云ふやうな細かいものが出來たではないか。それとモウ一ツ、日の丸が百分の一寄つて居りまするが、之は寄せる心算で作つた結果であつたのか、或は出來たものを測つて見た處がさう云ふ風になつたかと云ふことも、之も誠に疑問の餘地があると思ひます。その證據には、日の丸のダイヤモンドを計つて見ると寸法が違つて歪になつてゐる。それでありますから、何うも出來上つたものから何尺何寸何分を出したのではないかと思

はれる。幾らか布地ですと伸縮がありますし、殊に寒著、風雨、氣象關係で伸縮があります、普通の絹とか木綿とかは誠に伸縮の程度が多い。それで海軍では昔から濠洲羊毛製のバンチンクロスと云ふものを用ひて居りますが、之とても伸縮はあります。そこで若し今度政府の方で何も出さないとしますと云ふと、詰り何時迄経つても太政官布告第五十七號に依る外ないのでありますが、昭和五年に内閣書記官長の回答に依つて示された、何うも未だ一般的準則がないから當分の間太政官布告第五十七號に依るを妥當と認む、と云ふ消極的なものがあります。それを其儘この際黙つて抛つちらかして宜いのか、それよりか寧ろこの機會に偶々斯う云ふ事情であるからして決めた方が宜い、斯う云ふのが詰り調査會を設けられた御趣旨であると思ひます。従つて山本大將の云はれるやうに、さう細かくは決めてはない、太政官布告第五十七號のやうに寸法で決めないで割合を決めてありますから大分簡單であります。それから以前市中で買った旗を見ますと云ふと餘程正方形に近かつたが此節は大體二と三の割合にな

つて居ります。無論それは一定して居らない、一定して居らないが大體今日は二と三の割合になつてゐるからして、之も二と三の方が國民の多くが今日使つてゐるのだからよからう、之が二と三の割合となつたのであります。それから海軍の旗は二と三の割合になつてゐる。軍艦旗も二と三の割合になつてゐる。それで私はさう細かく何尺何寸何分と云ふやうなことをしないで、唯割合を以て、横が三尺なら縦が二尺、横が四尺五寸なら縦が三尺と、極く大雑把の方が結構と思ふ。それから違反者が出るかも知れませぬから、私は個人としては、調査會の報告にはございませぬが、旗の販賣者なり製作者なりと云ふものに組合を作らせるなり或は政府で命ずるなりして、さうして政府が一定の標準型と云ふものに依つて之を作らせる、さうして此の旗には、一枚一枚に旗の大きさなり、納れ方なり、取扱方なり、又掲げる場合は斯う云ふ時には斯う云ふ風に揚げると云ふことを書いたピラを添へさせて、一般に知らず様にして貰ひたい、斯う云ふ風な考へを持つてゐるのであります。それから軍艦の軍艦旗のことで

ありますが、昔は國旗であつたのですが、明治二十二年に勅令を以て今日の軍艦旗が制定されたのであります。この軍艦旗は縦横が二と三の割合であります。日の丸は旗の中心から縦の長さの六分の一だけ風上の方に寄つて居ります。艦首旗の方は中心になつて居ります。艦首旗だから中心でも宜いと云ふ理窟は一寸立兼ねる。私個人としては、あれは寧ろ國旗を其儘用ひたものが艦首旗である、國旗を艦首に樹てるから艦首旗であると云ふ風に見たいと考へて調べましたが何分當時の文獻がなかつた。條例では艦首旗と云ふことにしてあるんですが、その艦首旗は日章の直徑が五分の三でなく三分の二で、さうして横面の中心にある。それから 天皇旗 皇后旗 皇族旗、以上の旗は之は凡て旗面の中心に菊花御紋章があります。之は一方國旗とは違つて一種特別のものでありまして、旭日と云ふやうな考へではない。さう云ふ風に皆區々になつて居りますが、この精神的に少しでも風上に行く方が良いと云ふことは異存がありませんけれども、横をどんな場合でも又極く簡単に明瞭にすれば所謂違反者も少

ない。それを幾らか左に、風上に寄せるんだと云ふと、その寄せ工合に依つてはなかなか素人には分りませぬ、百分の一とか百分の二とか、それはなか／＼素人には分らないから、動もすれば甲の持つてゐる旗と乙の持つてゐる旗とが著しく日章の位置が違ふと云ふやうなことにもならぬとも限らない、だから寧ろ之を真ん中に置きさへすれば一番簡單である、と云つても必ずしも國體の尊嚴を亂すとか何んとか云ふ意味合にならないと思ふ。兎も角も旗は簡單明瞭と云ふやうな觀念を持たせ親しませる。さうしてそんなに多くの金を掛けなくても旗は何時でも出来る、又悪くなつたら之を代へると云ふ風に簡單に極く雑作なく出来るやうな風にするのが良いではないか、と云ふやうなことから斯う云ふ風な案になつたものと思つて居ります、一寸それだけを申上げて置きます。

理事 伯爵 川村鐵太郎氏 只今中里中將は色々海軍の旗に就てお話がありました私共謹聽して居りましたが、中里さんは海軍の旗章條例をお作りになる時に最も重要な

お役をお勤めになつて居られましたけれども、只今のお話は少し違ひやしないかと思ふのでありますが。艦首旗は成程中心になつて居りますが、海軍の使つてゐる國旗と云ふものは明治初年から今日迄皆太政官布告の旗を使つてゐるのであります。決して中心の旗を使つて居らぬと思ふのであります。艦首旗は所謂英吉利のジャックと同じことで、亞米利加でも星だけを使つてゐる。國旗は使つて居りませぬ。英吉利でも：英吉利のは私は知りませぬが、亞米利加のは確かに星だけを使つて艦首旗は區別してある。日本のも只今艦首旗となるものは決して國旗の標準となるべきものではないと思ふ。國旗の標準になるものは海軍が明治六年以來使つてゐる日本の國旗が海軍に認められてゐるところの國旗だと私は信じて居るんであります。お話の揚足を執るやうになるのでありますけれども、何うもお話が少し……。

委員 中里重次氏 私の申上方が悪かつたんでせうが、私海軍の國旗のことに就ては何も申上げてゐない。海軍は明治二十二年迄は明治三年十月の太政官布告第六百五十

一號であります。この明治三年十月の布告で御旗章、海軍御國旗章その他の旗章が定められたのであります。御旗章と云ふのは即ち今日の 帝室の御用ひになつてゐる天皇旗 皇后旗等は御旗章であります。海軍御國旗章と申しますと即ち日本の國旗であります。それは無論明治三年十月の太政官布告六百五十一號の國旗でありまして、それを明治二十二年の海軍旗章條例の制定になる迄用ひて居つたのであります。軍艦旗の只今揚つてゐる處の旗も、艦首旗の位置に揚がる旗も何れも國旗であつたのであります。唯だ二十二年の旗章條例の制定になりました時に、國旗の代りに軍艦旗と云ふものが制定され、前の舳の方のものも國旗と云ふでなくて艦首旗となつたのであります。さう云ふ譯で、海軍の國旗に就ては私は何も申さなかつたのであります。唯だ明治三年以來二十二年迄御國旗を用ひて居つたものが旗章條例の制定と共に艦首旗と云ふものにして、さうして國旗と別の旗を作つたと云ふことが、實は非常に不審に思ひまして、大正三年に旗章條例を改正します時に種々文獻を漁つて見ましたけれども、

何うしてもその文獻が無い。それで文獻がありませぬから、相當理由があると思つて、艦首旗として明治二十二年に定められたものを其儘用ひて今日に至つてゐる譯であります。それだけ申上げて置きます。

理事 伯爵 川村鐵太郎氏 私の申上様が悪くてお話が少し喰違つたやうですが、私の申上げたのは、海軍の使つてゐる國旗と云ふものは明治三年以來今日迄同じものを使つてゐる。

委員 中里重次氏 それはさうです。

會長 公爵 島津忠重氏 會長から御諮り致しますが、後で小笠原子爵のお話を聴くことにお約束して居るのでありますが、如何致しませうか、調査會の報告に對しまして山本大將、川村伯爵の御熱心な御意見もありまするが、その他のお方で斯うしたら宜からうとか云ふやうな御意見でもおありの方がございますれば……。

飯田久恒氏 私は、郵船會社、商船會社、その外商船學校凡てが太政官布告の旗を使

つて居ります今日、それを廢止して新に制定すると云ふことは餘程重要な事と思ふのであります。國旗は矢張り今迄通りに致したいと云ふやうな氣が致します。

會長 公爵 島津忠重氏 更に御諮り致しますが、實は今日此處で之を何んとか決定したいと考へて居りましたけれども、更に方法は後で又考へると致しまして、何んかの形式で決定を延ばして或る時期に更にお集りを願つて決定することにしてはどうかと思ひますが。

山本英輔氏 私はその方が宜いと思ひます。

吉阪俊藏氏 この案を會員にお送りになりまして、會員間の意見を御聴取になりましては如何でございますか。會員からそれ〴〵之に就て意見があると思ひますが。

委員長 阿部信行氏 兎も角も今日明日を争ふやうな問題ではございませぬから、慎重に研究するとして、今日の御決定は御延ばしになつた方が宜からうと思ひます。

左近司政三氏 矢張りモウ一つ方法を講じた方が私は至當であらうと思ふのでありま

す。

會長 公爵 島津忠重氏 大體本日の總會の御意向は分つたと思ひますが、その方法を會長に御一任を願ふ事と致しまして、或る方法で會員全部に就ても意見を聴くと云ふやうなことに致したいと思ひますが、それに就て御異議はございませぬか……。それではさう云ふことに致したいと思ひます。會議は之で閉會致します。有難うございました。(午後五時三十分閉會)

次で小笠原子爵の講演に移る。講演終つて晚餐會となり、食事後別室にて閑談、八時頃散會。

軍艦旗について

海軍中將子爵 小笠原長生

今日此方へ出まして何か旗についてのお話を申上るやうと云ふことでありましたが、れども、先程から色々お話を承つて居りますと、自分の意見は曾て中里君にも申上たこともありますし、又充分専門に御調べになつてゐるので、私は今日軍艦旗のことにつきまして今海軍の殆ど將兵の一語金科玉條と申しませうか、或は信條と申しませうか、屢々耳に致します東郷元帥の云はれた『吾等は皆いつでも軍艦旗を見詰めて居れば宜しい』と云はれたと云ふことが、モウ今日は一般に海軍の將兵の頭に入つてゐるのであります。唯だ併しそれは如何なる場合に於て元帥が云はれたかと云ふことがハッキリして居らないやうでありますからそれを申上りたいと思ひます。

それは明治二十七年の布哇の政變の時に布哇に於て云はれた言葉であるのであります。それをお話し致します前に、その當時の布哇の状況を申上る必要があると思ふのであります。唯だ漫然と元帥が『吾等は軍艦旗を見詰めて居れば宜い』と斯う云はれたのではなくて、その時の四圍の状況が元帥をしてさう云はしめられるやうな非常に緊張致しました場合があつたのであります。それを申上て見たいと思ふのであります。

一體布哇と日本との關係を申しますると、遠き昔は暫く措きまして、明治になりまして布哇の國王のカラカワと云ふ御方が明治十五年日本に參られたのであります。さうして御旅館は濱の離宮で彼處に御宿りになつて居つたのであります。或る一日夜になりましてから突然參内をされたのであります。その時の御所は只今の 東宮御所になつて居ります赤坂に 假皇居があつたのであります。其處に夜突然お出でになりまして、御人拂ひで 明治天皇様に御話があつたのであります。その時には長崎

省吾と云ふ人が御通譯を申し上げまして、長崎省吾さん一人御傍に居ただけで後は明治天皇様とカラカワ王と御對座で御話があつたのであります。私は或る事情からして長崎さんと極く懇意になりました。殊に 依仁親王殿下の御傳記の御編纂に當りまして一日長崎さんの所へ行きました。其當時のお話を聞いたのであります。其時にカラカワ王から三ツのことを 明治天皇様に申し上げたと云ふことであります。其一は滔々明治天皇様に東洋の盟主に御成りになつてさうして東洋が足並を揃へて歐米に當らねば到底東洋と云ふものは發展する譯に行かない、と云ふ事を申し上げたと云ふ事であります。實に之はカラカワ王と云ふ人は卓見の人であつて、明治十五年頃まだ日本と云ふ國を世界に知らないものが殆ど半分以上あつたと云ふ時分に、東洋の盟主になられる御方は支那の皇帝でもなければ其外の何處のものでもなく即ち 明治天皇様を除いて外に無いと云ふ事を云ひ切つたと云ふ事は實に偉いと思ふのであります。其二は日本の 皇族様を御迎へして御自分の御後嗣にしたい、と云ふのは丁度その時に

依仁親王殿下が御十五歳で、始終御相手になつて居られたさうでございますが、それを尊敬もし又カラカワ王が御愛しになられました。依仁親王を實は頂戴したいと云ふ事を、明治天皇様に申し上げたさうでございます。其三は日本の顧問を布哇に寄越して頂きたい。此三ツを申し上げたと云ふ事であります。處がそれに對して、明治天皇様は熟考しようと云ふことでその時は御別れになつたと云ふことであります。處でその御返事をどうしてカラカワ王の所へ御遣はしになつたかと申しますと、その當時矢張り亞米利加邊りの視聽を避けるが爲に長崎省吾氏にその御親簡を御持たせになつて、さうして亞米利加へ御遣はしになると云ふ表向で日本を御立たせになつたさうでございます。さうすれば其の船は自然布哇へ立寄る、であるからその時にカラカワ王にその御返簡を差上げてさうして其の儘亞米利加へ行つて又歸つて來る、斯う云ふ手順であつたさうでございます。この御返簡と云ふものは實に恐入つたものでございまして、實は其御下書と申しますか、それを長崎省吾さんが持つてゐると云ふことを或る機會

に於て私が或る處から聞いたんであります。丁度、依仁親王殿下の御傳記を編纂する時でもありましたし、之は非常に必要なものと思ひまして長崎省吾さんの所へ行きましてそれを見せてくれと云ふことを云つたのであります。が劫々躊躇して見せてくれませんでした。が、段々色々話をしました結果、それではお目かけようと云つて私拜見しましたんであります。實にそれは驚きました。その時に一緒に行つて拜見したのはのが松村龍雄と云ふ中將とそれから川島令次郎と云ふ中將と私と三人でそれを拜見したのであります。でございますから、松村中將は亡くなれましたが、川島中將は健在して居られますからその事は御承知と思ひますが、實に恐入つたことで。大體を申し上げますと、自分は盟主になると云ふことは敢て辭さない、併し今はその時期でないのであるからして暫く時を待つ必要がある、と云ふ大體の御思召のやうに拜見致しましたが、私はそれを拜見しました時に、この雄大な御思召を拜して吾々は日清戦争、日露戦争に勝つた位で満足するやうなことであつたら、實に、明治天皇様に對し

奉り申譯ないと深く感じた程非常に御盛大な御思召であらせられたのであります。處で斯う云ふやうな卓見を持つて居られましたカラカワ王は、それから十年經つて明治二十四年に亞米利加の客舎で亡くなられたんであります。そこでそのカラカワ王の姪になりますリリヲカラニと云ふ御婦人が女皇として布哇の王位を繼がれたんであります。まだ年も行かれず又色々の經驗を経なかつたでせうか、四圍の状況で憲法改正と云ふことを提出されたのが動機となつて、さうして遂に外國人、と申しまでも主として米國人であります。それとの立場から遂に王位を退くの已むなきに至りまして、さうして茲に米國の後援に依つて假政府と云ふものが出來たのであります。さうして其の當時の一市民であつたドールと云ふ者が大統領に推されたのであります。それが丁度さう云ふ風になつて參りましたのが明治二十五年の暮から二十六年の正月にかけて色々騒動がありました。さうして二十六年の一月の十七日には遂に共和政治と云ふことになつたんであります。處がその當時日本人は二萬五千人ばかり布哇

に居りましたのに、假政府方とそれから王黨即ち舊王室に對して忠節を考へてゐる、主に土人ではありますが、その兩黨の間に軋轢を生じまして騒動が起るかも知れぬと云ふやうな形勢になつて來たもんでありますから、その當時布哇群島に二萬五千程の邦人が居つたのでそれを保護する爲に浪速艦が派遣せられたのであります。その時の浪速艦長が東郷大佐であつて後の元帥なのであります。

私の伴が數年前に布哇の方に參りまして歸つて來た時に驚いて申しました。今日でも土人の間で『トーゴ』と云ふ言葉があつて、人間以上偉大と云ふところに使はれてゐる。『それ程東郷さんは布哇で以て偉かつた』と伴が驚いて居つたのであります。この時東郷大佐が碇泊して居ります時に二ツの大きな事件が起つたのであります。

その一は即ち假政府の大統領に對する禮砲問題、之も皆さん御承知であります。何うしても東郷大佐が禮砲を打たない。自分は布哇の王室に對しては禮砲を打つと云ふ命令を受けなければ、得體の分らない假政府の大統領なんと云ふものに對しては

一發の禮砲も發つことが出来ないと言つて、到頭徹頭徹尾浪速の砲口と云ふものは禮式の煙をまるで吐かなかつたんであります。

それからモウツツは、邦人の脱獄者を匿まつたことであります。之は稻葉與作と云ふ男であります。土人と喧嘩をしましてその土人を殺した、その罪に依つて獄に投ぜられたのを脱獄しまして海岸迄逃げて来て海に飛込んで浪速に泳ぎ着いたんであります。その時の實況と云ふものは私寫して持つてゐるのであります。其處でそれを何う處置を取るかと云つた時、東郷大佐は之を引渡さないで浪速の艦内に止めたのであります。之が纏れ纏れ長い間假政府と色々交渉があつたけれども東郷大佐が引渡さないものでありますから、その當時入港して居りました亞米利加の軍艦が三艘入港して居りました、さうしてその三艘の軍艦は少將の司令官が率ゐて来てゐたのであります。が、兵力を以て此の脱獄日本人を浪速から奪うと云ふやうなデマを盛んに假政府の方で飛ばしたのであります。さうすると又一面では日本の總領事は亞米利加に拮抗する

爲に日本政府に打電して數隻の軍艦が日ならずして此方へ到着する、と云ふやうな噂も出ましたし、一時はホノルルはこの噂で持切り、何か事が起りはしないかと云ふやうなことを非常に皆が心配して居つた様子でありました。之は一ヶ月餘浪速艦内に止めて置きましたけれども、遂に本國政府からの命令に依りまして引渡さなければならぬ事になつて引渡して了つたのであります。處が一旦斯う云ふ風で騒動が治まつたものですから、浪速は二十六年の夏の初に日本へ歸りましたが、間もなく又騒動が起りかけたもんでありますから、同じ二十六年の十二月に再び浪速艦は布哇へ行つたんであります。さうして年を越えて明治二十七年の三月歸つたんであります。餘り長くなるので高千穂と云ふ浪速の姉妹艦が交替に布哇へ行つたんであります。私はその時その高千穂に乗つて參りましたが。丁度三月の初に日本を出ましてさうして二十一日に布哇へ高千穂は着きました。着きましたその夕方、從來の狀況を聞き、或は又領事の意見等も聴きたいと思ひまして、私四五人の同僚と一緒に總領事館へ行つた

んであります。その時に参りましたのが、後に海軍大臣に成りました八代六郎と云ふ大尉、その當時分隊長であつたんであります。それから山住太郎藏大尉、航海長で、後に少將になつて亡くなられたと思ひます。それから水雷長の小橋篤藏と云ふ人、この人は確か大佐で亡くなつたと思ひます。モウ一人は大軍醫小谷野格次と云ふ人であり、この人は海軍を退きましたけれども健在で最近開業してゐるのではないかと思ひますが、それと私を加へまして五人で總領事館へ出掛けたんであります。さうして新聞閱覽室へ入りますと、其處に浪速艦長の東郷大佐が居られたのであります。それから吾々は到着したと、從來の事等について色々伺ひました處が、非常に懇切に色々教へてくれたんであります。處がその前に脱獄人を引渡さなかつたとか或は禮砲問題とかで總領事は非常に手古摺つて居つた、それは藤井三郎と云ふ方が總領事で居られたんであります。私共の艦が着きますと總領事が直ちに來ましたが、その時に吾々に向つて、どうも浪速艦長には非道い目に遭つたと云ふ話であつた、それは

どう云ふ譯かと聞くと、どうも剛情で、彼の人には何を云つても自分が斯うと決めたら挺でも動かない男で吾々は随分弱らせられたよと頻りにこぼして居りました。さう云ふ風でありましたから、吾々が行つたら卓を叩いて談論風發と云ふやうな勢であらうと思つて、今の八代大尉を先頭に立て、色々伺つたんであります。さうすると聲も亦女のやうな優しい聲で諄々として其の状況を説かれたんであります。

自分が浪速で以て初めてホノルルへ來た時に總員を集めて斯う云ふ話をしたよ、それは、軍艦旗の翻へる處即ち我が領土を意味するのであるから、その考へを以て苟も日本軍人たるの體面を汚さないやうに、一舉一動慎重な態度を執れ、併乍ら若し事が起つて立つと云ふ場合になつたら何の國に向つても何等の懸念もなく勇往邁進せよと云ふことを自分は始終皆に話してゐる。君等も是から未だ此の形勢はどうなるか分らないからその心算で睨りやらなければ可けない。この時に云はれたんです『吾々はいつても軍艦旗を見詰めて居れば宜し』と。

實にその時の状況と云ふものは、亞米利加の軍艦は三艘も浪速の傍に附いてゐるし、陸上では王黨が今夜旗揚をする、明日は假政府に攻掛ると云ふやうな風説流言は飛んで居りまするし、それから居留民は何うなるかと思つて非常に不安なやうな状況にある、その中で浪速一艘は頑張つて、禮砲も打たなければ、脱獄人も引渡さない。それは何がさう云ふことをしてゐるかと云ふと、それは一に軍艦旗を守るんだと、斯う云ふ意味合のところからで、又その言葉が出て來てゐるんであります。

その後になつて私共は段々色々な事件に出會し、又及ばずながら經驗を経て行くに従つて益々元帥の『吾等はいつとも軍艦旗を見詰めて居れば宜しい』と云ふことを言はれたその意味合が何んとなく分つて來るやうな氣持がしまして、元帥が明治三年から海軍へ出仕されて、それからずつとそれこそ軍艦旗を見詰めて來られたと云ふことに想到致しますと、この言葉が千鈞の重きを爲すのであります。従つてこの言葉が何時とはなし段々一般の海軍に知れ渡りまして、今日の海軍の將兵として之を知らないものは殆ど無いのであります。

序でを以て申上げて置きますが、私は元帥の云はれた事をポツ／＼書留めたのが殆ど一冊の本になる位の量になつたもんでありますから、まだ元帥が御生存中に之を纏めまして、さうして元帥の許可を得て、一應校閲を得て之を出版したことがあるのでございますが、その中で取別けて大切だと思ふ格言が三ツあるんであります。之は丁度今年の海軍の記念日の前に、今の軍事普及部の調査をして居ります金澤と云ふ少將が見えられました、さうして今度講演をやるについて何か良い材料がないかと云ふお話があつた時に、元帥の三格言としてこの事を話して置いたんであります。その一は日露戦争の時に元帥の云はれた言葉で、即ち『海から來る敵は海に於て防げ』と。それからずつと近くであります。滿洲事變の起りましたから最初の上海事件の起つた際でありましたが『陸に事あれば海を見よ』と云ふことを云はれたのであります。『陸に事あれば海を見よ』この一言は今回の支那事變の形勢に實によくはまるの

であります。只今も陸上に於て海軍も連戦連勝して進みつゝあるのであるが、併乍ら海軍としては常に海上に注意をして居らなければならぬ。さうして海上に注意をしまして、その力を以て陸上に於ける戦をして後顧の憂なからしむるやうにさせると云ふ大責任がある。是即ち海軍々人としては『陸に事あれば海を見よ』と云ふことが非常によくはまつてゐると思ふのであります。それからもう一ツは今申上げた海軍々人としては『吾等は常に軍艦旗を見詰めて居れば宜しい』之を私は元帥の三大格言として海軍省に提示したのであります。この海軍の將兵が元帥の言として拳々服膺してゐる『常に軍艦旗を見詰めて居れば宜しい』と云ふことは、唯だ單に合理的の理窟からばかりではなく、殆ど之は信仰的になつてゐるのであります。實は之からそれにつきまして信仰的のことを御話しようと思ひましたけれども、丁度私六時から他に約束があるのでありますから残念ですが後日之をお話することに致しまして、どうしても海軍の將兵が軍艦旗に對して信仰的であると云ふことは、移して以て一般國民が

國旗に對する心もさうならなくてはならないと思ふのであります。

先程から色々御高説を伺ひましたし、又色々御研究あつたと云ふことについて實に私多大の利益を得たのであります。併しこの合理的であると同時に、國民が國旗に對するその精神が信仰と申しませうか感情と云つては少し悪いかも知れませぬが、信仰的でなければならぬ、さうでなければ如何に國旗の制式が決まつても、それは唯一ツの形式になつて仕舞つて、全國民が國旗に對する心と云ふものは何處迄も海軍の將兵が軍艦旗に對すると同じ心で、或る場合に於ては生命を賭して之を守護し、之を汚されないと云ふ決心が必要であるから、此の決心を起させると云ふことが此の本會としては最も必要な點であると思ひますから、氣付きました所を少しばかり申上げて今日は之で終ります。(完)

(時間の都合に依り講演未了なりしは講演者始め一同の遺憾とする所なり。)

日本國旗會 第四回總會

昭和十五年二月二十八日午後四時三十五分開會（満鐵ビルあじあ）

當日出席者氏名左の如し。（出席順）

川村鐵太郎	菱刈隆	野村吉三郎	松波仁一郎
肝付兼英	篠原英太郎	山本英輔	小山松吉
中里重次	井上孝哉	山縣有道	中川望
大谷竹次郎	松平保男	宮崎清則	近藤滋彌
佐野常羽	安保清種	平塚廣義	

定刻を過ぎて會長來會せられざりしを以て副會長代つて議長席に着く。

議長 松波仁一郎氏 大變にお待たせ致しました。會長が來られる筈であつたのですが、實は會長に伺つて二十八日と云ふことにしたのですが、貴族院の或る委員會の委員長をして居られ、不幸にもそれが今日に當つたのであります、豫め、若し出られなかつたらどうか宜しく副會長にと云ふことで、今肝付男爵に願ひして、お出でにな

られるかどうか、幸に委員会が早く済んだらお出でを願ひたいと電話で照會して居りますが、併し時間も参りましたから私が取敢へず議長代理を致します。

第四總會を開く時期については十二月とも思ひましたが、御承知の通り會員から出られた關係の祝賀會を催しましたので、それに引續いて又總會といふことも如何であらうか、殊に歳末に迫つてゐるので開かぬことにしました、尙ほ正月は誰方も御用事のあることとて二月とし色々考へて會長の御都合等を伺ひ今日となりました、先づ常務理事から事業について御報告申し上げます。

常務理事 篠原英太郎氏 私簡單に此の前の六月十五日の第三回の總會當時より今日に至ります間の本會の會務の極く概要を御報告申し上げます。第三回の總會は昨年六月十五日『あじあ』で開催致しました。この時の議題は昭和十三年度及其の以前の會計の御報告を申し上げます、收支決算の御承認を頂きましたのであります。次に豫て本會の御企圖に依りまする國旗法制定に關する調査委員長の御報告が御提出になりま

したので、この委員長の御報告を議題に供して頂いて、これに關する御協議を頂いたのであります。この問題は相當重要な問題でございます、慎重に御協議を頂いたのでございますが、當日如何にも時間の切迫致しました都合等もござりまして、充分の御審議を頂き得ませんで次回に繼續して御審議を頂くといふことに相成りて居ります。それからその時に、小笠原子爵閣下の御講演をお願いしました處が、大體一時間半位の御豫定でお願い致したんであります、どうも時間の都合が充分でござりませんで甚だ小笠原子爵に對しまして恐縮致す次第でございます。併し極く短時間に集約をして御講演を頂いたのでございます。以上が第三回の總會の状況でございます。いつも總會が濟みますと、總會の経過を印刷に附しまして、御出席出来なかつた會員の方々も相當ござりますので状況を御報告申上る爲に印刷物をお送り申上るのでございますが、この小笠原子爵の御講演が時間が非常に短くなりましたので、或は之を子爵の御講演と致しまして會員の皆様方に御配布致すと云ふことがどうかといふやうに

ら申上げた通りでございます。それから國旗法制定に關する調査委員長の御報告につきましては先程申上げました通りこれを次の議會に繼續することに致しましたのでございますが、その當時御出席の會員より御意見もございました、これは凡て速記録に致してございますが、その時に、事柄が相當重大な問題であるから委員長の報告の案を全會員の手許に送附を致してさうして御研究を願ひ、御意見のある方は御申出を願ふやうにし、それを次の總會に附した方が宜からうといふことでございましたので、この委員長の報告を謄寫版に早速作りまして、尙ほ委員長の報告には説明も附いて居りまして、この説明も追加しまして全會員のお手許へお送り申上げまして、委員長から斯ういふ御報告がありました譯でありますから、御熟覽下さいまして御意見がございましたならばお述べを願ひたいといふことをお願ひ申上げました。ところが今日までに御返事がありましたのが二通でございました、即ち桑原芳樹氏と、麻生正藏氏の御兩名よりでございました。併しそのお手紙はいづれも「受領の表示又は之れに基い

て研究しよう」と云ふ御挨拶を認めてございました。その以外に特に御意見を頂いたのは今日までございませぬ、斯様な次第でございます。それから新内閣の閣僚と致しまして本會の會員有田八郎氏外務大臣に、藤原銀次郎氏商工大臣に御就任になりましたので、會を代表致しまして取敢へず祝意を表しました。それからこの間理事會を二回開きました。第一回は九月十八日、その次が十月十六日に國務大臣に本會の役員が御就任になりましたのでその祝賀會を開催するについて理事會を開いたのでございませぬ。それから會員の異動でございませぬ、第三回の總會の當時は顧問役員會員全部で百八名でございました。ところがその後小橋一太氏、木村浩吉氏、この御兩名が御逝去に依り御退會といふことになりましたので、何れも本會を代表して弔意を表しました。その外に潮惠之輔、三宅光治、この御兩名から十二月御退會の御申出がありました、従つて四名御退會になりました。佐野常羽伯爵は島津公爵、肝付男爵の紹介に依りまして御入會の申出でございました、これは理事會に御諮りを致しまして御入會

頂くことになりました、差引現在としては會員の總數は百五名と云ふことになつて居ります。昨年の暮に例に依りまして會費の御拂込をお願ひする爲に郵便の集金を依頼致しました處七十三件ばかり頂戴致しました。その以外の方面には此方の控への住所が御移轉になつてゐたとか、或はお一人で本宅、事務所等數ヶ所に御關係のおありの方とか、さう云ふことの違ひ等もござりましたと思ひますが、御返送になりましたのも斯様な譯で、本會の會員名簿は一昨年創立の時に作りましたので、爾來相當會員の異動もありますし、御住居の移動、移轉等もありますので、實は新しい名簿を調製しようと思つて居るのであります。最近さう云ふ事情も現はれて參りましたので、モウ少し精査する必要があると思ひますが、この次の總會までには合員名簿を作りたいと思ひます。この際御願ひとして、御住居の御移轉等がありましたならば、御面倒でも國旗會の事務所の方へ御通知をお願ひ致したいと存じます。それから最近本會の會員の中里中將より『國旗と軍艦旗』といふ印刷物を會員の數だけ御寄贈になり

ました。それから本會の副會長松波仁一郎氏より『日章旗』といふ文部省推獎の御本を御寄贈されましたので本會としては早速全會員のお手許に御送り申上げた次第でございます。御兩氏に對しましては私の方から代つて厚く御禮を申上る次第でございます。大體以上の通りでございます。

議長 松波仁一郎氏 今會長の御都合を伺つたら、秘密會を開いて居り急に行けないといふことであります、秘密會が濟んだら來て貰ふ積りです。只今常務理事の御報告致しましたことについて間違つてるとか、或は御意見等のことがあればお述べ下さい。山本英輔氏 前の總會の時にはこれをモット檢討して次の總會の時に繼續すると云ふことでありましたね。その時に色々議論があつたんだから、その議論の速記も一緒に願ひして御承諾になつたやうに思ひますが小笠原子爵の講演がどうのこうのと言はれて半年以上も一年にもなるのに未だにそのことがない。唯だ委員長の報告だけ廻して、一方の反對の議論と云ふものを一寸も刷らずに廻されたと云ふことは、次の總會

にどう云ふ考へを持たれるか、其の正しい判断を決めるのに困難であるから両方共刷つて廻して貰ひたい。片方委員長の方だけを廻したんでは、反対論としてどういふ議論があつたかと云ふことが分らぬ。公平に行くには両方の意見をお出しにならぬといふと、次の總會に提出するについても意見を立てるのに少し公平ではないと思ふ。

常務理事 篠原英太郎氏 時節柄印刷費、紙の関係等もございました。

山本英輔氏 何うもあれから見ると、委員長の報告通り押通すといふ御意思があるんじゃないかと思ひますが、公平ならば反対論も廻さなければならぬと思ひます。

議長 松波仁一郎氏 その點については常務理事が辯解して居られた、又多少遅れて濟まないと言はれて居りますから、別に追窮しないことにしませう。それで此の報告に對する御意見は拜承して置いて、それに應ずる處置を成るべく速に執ることに致します。他に報告に關して御意見がなければ協議事項に移ります。

前回の第三回總會に、國旗法制定の調査委員長の報告について協議致しました處、

賛成のお方もあり、又調査委員長の報告とは違つた御意見の方もあつたが、別に決を採るやうなことをせずに、尙ほ一つ御協議しようと言ふことで今日開會しましたので。理事 伯爵 川村鐵太郎氏 只今縷々お述べになりました處に依りまして私も諒承致しましたが、兎に角此次回の總會を開く前に前回の速記録がないと言ふことは皆さん非常に困りだらうと思ふ、にも拘はりませず阿部さんの御報告書といふものは方々にお廻しになりましたから皆受取つて居るんですけれども、私は非常に注意して居りましたから持つて參りました、大抵のお方はお持ちにならぬのが多いだらうと思はれますから、モウ一部宛用意するのが當然の御處置と思ふのですが、マアこれは用意がないと云へば仕方がありません、併し私が幸に前回の速記を友人間に配ける心算で公爵の御理解の下に私が印刷して友人に廻したのがございますから、これを御參考に皆さんに差上げて頂きたいと思ひます、お許し願へますか。

議長 松波仁一郎氏 宜ろしうございます。

(前回の速記録を出席者に配布)

理事 伯爵 川村鐵太郎氏 それから次にこれは私會員には配りませぬ、貴族院に於て重立つた人だけに廻したゞけで……。

議長 松波仁一郎氏 ざつと見ただけでハッキリしたことは申されませぬ、諸君はいづれ之をお持歸りになつてお読みになるでせう、今此處で讀んで了解された上議論を續けて行くは結構なことですが、時の關係からさういふ譯に行きませぬから、前回の御記憶を土臺とし以て協議を進めたい、阿部委員長の報告書は夙くにお渡ししてありますから、それを土臺として御意見を述べ願ひたい。

理事 伯爵 川村鐵太郎氏 常務理事から委員長の報告をお讀上げになつたらどうですか、どうも皆さんお持ちになつてゐないのですから……。

常務理事 篠原英太郎氏 それでは私讀みますです。

(委員長の報告書並に同説明書を朗讀)

議長 松波仁一郎氏 今讀上げましたので記憶を御回復なさつたと思ひますが、この原案でよければその儘になるのですけれども、前回にも御異論があつたこととて今日も御異論のある方はお述べ下さい、私の記憶では、前回の御意見中國旗法のこととは止めて仕舞つたらどうだと云ふこともありましたが、議論は専ら日の丸を旗面の中心に置くか或は旗竿に近くするか、近くするとすれば夫れは横長の百分の一近くするがいかがかといふ點にあつたと思ひます。

その後中里さんのお書きになつたものを拜見すると、其意見は必ずしも阿部委員長の家と全く同じといふのでなく違つた點もある、さう云ふ御異論もあるから今日お述べ願ひたい、又委員長の報告に御賛成の方に於てもどういふ譯で賛成するかと云ふことに御意見あればお述べ願ひたい。この問題は双方から又如何なる方面からも十分に協議したい。

子爵 松平保男氏 私この前の總會の時に出られませんでしたで親しく御議論を伺へなかつ

たのですが、その後色々書いたものを拜見致しました。今一寸氣がついてたことであるりますが、こゝに明治三年に『郵船商船規則』と擧げてゐるものには御國旗といふ名前になつてゐる。この御國旗といふことは所謂商船にのみであるか、名前から見ると一般の國旗といふやうなものにも思はれる。假りに又之を商船のみの旗といふことにしましても、此處で斯ういふ規則があるのでありますから、商船は凡てこの規則に決められたものを用ひと思ひます。

しかして只今一番問題になつてゐるのは日の丸の位置のことでありまして、この點皆さんの間に違つた御説があるやうに思はれる。それで商船には日の丸の中心が少し横の方に寄つてゐるものを用ひて居りますと、今若し旗面の中心に日の丸を持つて行くことになる、現在の商船旗は皆變へなければならぬことになりはしないかと思ふ。私はよく存じませぬが、商船に御關係のお方がお見えになりませうか、お見えにならぬかも知れませぬが、これはどうなりませうか。調査委員會に於いてそんなやうな御

説は出なかつたのですか、又それについては何ういふ御意見がありますか、その點委員の方から……。

委員 中里重次氏 今のお尋ねのことはこの前の總會の時に飯田中將が矢張りさういつたやうな御意見を述べられたやうに記憶して居ります。それで、この前の調査委員長の御報告は、必ずしも今から直ぐどうするとは云つてゐない。私の考へでは、これは新らしく今度調製する時分に新らしい規定の下にやつたら宜からう、斯う云ふ程度でございます。それから尙ほ海軍の旗章は凡て横須賀の共勵會で作つて居りますが、その他の旗章は大體日本橋の昔からある旗屋で作つてゐるさうで。それで先達も日本橋の旗屋を調べて見ましたが、古くから最も手広くやつてゐる龜井と云ふ商店がありますが、私はパンフレットにも書いてあります通りに、『百分の一と云ふことを聞いてゐるけれども併しその通りにはなつてゐない』。矢張り私が始終云つてゐるやうに、『一寸引つ張ると縦横に伸縮する、それで一丈三尺もある旗で一寸や二寸は兎角違ふ

んで、だからさう面倒臭い事は出来ない、皆真ん中でやつてゐる。そして遞信省からも方々の船會社からも注文を受けて自分のところで盛んにやつたこともあるけれども、今は組合を通じてやる』さうですが、矢張り真ん中に描いた旗をその儘ずつと納めてゐる、『さうして何所からも叱言といふものを云はれたことも、注意を喚起されたこともない』さういふ説明でございます。これは彼所の主人が丁度居りませんで、主人の代理の者の説明でございました。尙ほ私はその後にも、果してそれが私の間違ひではないかと、更に電話で聞きました處が、矢ッ張りさう云ふ答でございました。それだけ一寸申上げて置きます。

理事 伯爵 川村鐵太郎氏 私は今中里さんの折角のお話とは大分違つた事を調べた。この龜井商店といふのは先代は偉い人だつたのです。この人は日本の國旗を變更するといふことを目的としてゐた。成程商人ですから、變更されればそれだけ新たに商品が捌けて得することだと思ひます。悪いとは決して申しませぬ。それで須基浩

といふ人に本を書かして非常に國旗の中心説を主張した人であります。私は此所に本を持つて居りますが、どうしても五六圓でなければ買へないやうな本を一圓で賣つた、斯ういふやうな人は澤山あります。私は現に國旗の本を書いた人を片つ端から廻つて歩いて見ましたが、中には裏店に居る人がある、電話を持つてゐるやうな顔をしてゐるが、その電話は隣りの家のを借りるんだといふやうな人が澤山居ります。斯ういふ人の證言では、當人が中心説を作るんですから、中心を希望するんですから、當然今中里さんの仰有るやうなことを申述べるのでございますが、これは決して私は證據にならぬと思ふ。私は現に郵船會社、大阪の商船會社から現に使つてゐる旗を調査して貰ひました處が、皆んな成るべく規定通りの旗を作るんです、と云つて現にこの通り郵船會社、商船會社から私の手許に配布して參つた。それやお話のやうに龜井のところでは真ん中に作るか知りませぬが、少くとも日本の大きな會社の大阪商船であるとか郵船會社であるといふやうな所に限つては現に證據を持つてゐる。これは皆さんに

御覽に入れてもいいのですが、これが確かに證據の事實であります。それや今お話の通り若しも政府が新たに法律を制定して國旗を變更した場合には、會社は當然遅かれ早かれこの旗を改正しなければならぬ、と云ふことは當然の歸納であります。これは私今の中里さんの御意見とは餘程違つて考へるのです。同じ店で調べたことも斯う違ふかといふのは、如何に國旗の問題は慎重にお調べにならぬと間違つた感想をお持ちになることを私は非常に恐れる。實は龜井と云ふ店は今非常に儲けてゐる、今日は大身代で殆ど千萬長者と云はれてゐる、それは非常な暴利を貪つて居り、現に彼所で旗を作らして見ましたが、非常に高い。現にこの旗は基準の旗であります、これを龜井の店で作らせますと四十三圓取る、實價は三十圓以下です。斯ういふ暴利を今旗の商人は貪つてゐる。私共は成るべく旗と云ふものは國民の間に安くて丈夫なものを出來るだけ簡易な方法で配らせられるといふことを希望するんでありますが、斯の如き状態ではこの點はなか／＼難しいと思ひます。私は斯う云ふ點も心配してゐる一人で

あります。此所で申上るのは甚だ恐縮なことでありますけれども、先年 今上陛下がお小さい時分に、私の親が御預かりして狸穴の私邸で御育ちになつてゐる時分に、御二歳の時でありましたが、私はこの旗を献上致しましたが、それをお持ちになつてゐる御寫眞を頂戴することが出來ました。それを 明治天皇から御下命がありましたして献上致しましたところが、これを大きくしろと云ふ御沙汰がありまして、親が大きく伸ばして献上したのであります。處が、それは崩御になるまで御机の上にあつたといふことでありますが、従つてその緣故を辿りまして、私から斯う云ふ事實について皇太子殿下に是非献上したいと云つて願出ました處が、それは非常に良いから献上しても差支ないといふ當局からお話でございました。丁度一昨年でございまして、高島屋に申附けて作らしました、處が私の前に献上した時は日本の旗は一ツしかなかつた、國旗と云ふものは當然一つしかなかつた。處が今度作らして見ますと二ツ作つて、これは文部省の指定する旗です、一ツは内閣の指定する旗ですと、斯ういつて二ツのも

のを作つて來ましたが、私は事實でありますから已むを得ずその儘二ツの日本の旗を、同じ政府の下にある文部省それから内閣の旗を作らせましたさうして献上致しました、實に残念至極の話であります。日本の國に旗が二ツもあつて、何方が本當か分らぬといふやうなことでは申譯ないことであると私は只管恐縮してゐる次第であります。私はこの會に参加致しましたのも、私はさういふことも考へて参加してゐる。實は後で暫時御清聽を煩はしたいと思ふ私の意見もございするが、その時に改めて私は申上げます。兎に角この旗屋に日本の國旗の製作販賣をすつかり委してゐる、斯ういふやうな國は何處にもありません。何處の國でも相當に權威あるものがこれを組合組織にして、それをチャンと指導するか何んかするのであります。一個の商人に國旗のことをすつかり任せ放しにして置くと云ふのは日本だけである、残念至極のことであると私は思つて居ります。

議長 松波仁一郎氏 松平子爵にお答へします、郵船商船規則の御國旗のことですが、

これは貴方のお考への通り郵船商船の規則にして國民一般に對する規則ではないから、郵船商船はこの規定に従つて國旗を作るべきですが、國民一般は此の規則に従ひて國旗を作るべきでないのです。唯だ郵船商船はこの規則を守つて國旗を作るべきです、然るに遺憾なことには、現在日本の船舶は一つも此規則を守つて居りませぬ。この郵船商船規則は大中小の三旗を定め、其各自の寸法を悉くハッキリ決め、旗の縦又は横の長さは何尺何寸迄とキチツと決めてありますが、如何なる船も規則通りに其寸法の旗を作らず、唯この規則に準じて自分勝手な旗を作つて居るのです、私は諸船舶の使つてゐる旗の寸法を見ましたが一つも此規則の寸法に合はないのです。即ち此規則はその儘に行はれて居るのでない。又此規則を讀みますと、日の丸の徑は何寸、日の丸の左の空地何寸、右の空地何寸等と書いてありますが、何船もその通りに作つて居りません、又此規則の中には算術の計算に合はぬ規定もありまして、到底この儘に守れない、仍て船舶の所有者は此規則に近い旗を自分勝手に拵えて使つてゐるのです。そ

ここに尙又此郵船商船規則は國民一般に對するものでありませぬから、今度は日本國民全體に對する良い旗の規則を拵えて、現在の郵船商船の規則を廢止せんとするのである。此規則を活かして置いて國旗の法を二ツにするといふ意味ではありませぬ。二元は良くありませぬから、國民全體の法律を作り船主にも誰にでも當嵌まる様に一元化する吾々の趣意であります。

理事 伯爵 川村鐵太郎氏 松波博士は長い間この旗について御研究がある。時には、自分は法律を専攻してさうしてこれを調べて見た處が、法規も不充分である、又色々のことが不充分である、殊に國旗學といふ見地から不都合だと、今も仰せられたことを仰有つてゐる。これは眞田鶴松さんが本を著はす時に、その主張を寄せられて、この本が出た以上これを書く必要はないと激賞されてゐる。處がこの御主張は、私調べで見ますと根柢から間違つてゐます。私は今日はこれを充分に皆様に訴へて申上げて見たいと思つてゐるのです。その話が出る以上一言このことに就て申上るのをお許し

を願ひたい。

議長 松波仁一郎氏 どうぞ。

理事 伯爵 川村鐵太郎氏 それでは私は甚だ僭越でありまして賢明な皆様の前に出て斯ういふお話を致すといふことは寔に光榮ではありますけれども、又翻つて自分を見ますと、寔に私は話が下手で、或は充分に皆様にお分りにならぬかも知れぬと思ひますが、このお話が出た以上、私は一昨年この方國旗調査會に關係致しましてから非常に疑つて今日或る結論を持つて居りますから、これを皆様に訴へて見たいと思ふのであります。私は先年丁度貴族院に居ります時分に滿蒙の國境の慰問の爲に滿洲へ参りました。實に將兵の間の緊密なること、それから物資の足らない所で國家の爲に非常なお骨折になつてゐるところを現實に見まして誠に感激に堪へなかつたのであります。殊にさう云ふ環境に於いて見る日章旗をと云ふものは今日此處で眺める日章旗とは異りまして、實に感激其のものであります。非常な感激を以て眺めて歸りました、

私は直ぐに貴族院に報告を致しますと共に直ちに伊勢神宮に參拜致しました、さうして大宮司に會ひまして色々この日章國旗と伊勢神宮との關係を詳しく承りました。それから照國神社に參拜致し、さうして彼處でも色々な記録や何んかを見せて貰ひました。歸りますと次に常磐神社……これは徳川齋昭公を祠つたところでありましたが、此處にも行きまして色々な御骨折になつた事柄について、すつかり拜見することが出来ました。如何にこの國旗について御心勞遊ばしたかといふことは島津齋彬公は無論のことではありますが、この國體の上から日章旗をお決めになつたといふことはこれは皆さん御承知のことでありませうけれども、本に書いてるやうにすら……と行つた問題ではないのであります。非常な御心勞の結果國旗が生れたんであります。で今日此處に立ちますのも實は自分は國旗について論議するに付きましても此國旗と云ふものを問題とします場合には心構へが必要であります。即ち私心と我執を去つて天地自然の公理定理の下に議論を進めなければならぬと云ふことを私は確信して居るのであります。

す。非常に前置を長いこと申し上げましたが、其處でどうしてこの國旗が生れたか、といふことは皆様既に御承知でございませうが、明治三年、今迄の旗面に對角線を引いて其交叉點に持つて行つた日章と云ふものを、明治の初年太政官布告前は皆さうであつた、それが太政官布告の公布された時に百分の一動いたかといふことは、私は研究すればする程感服して居るのであります。時間も無いこととございませうから、先づ大體骨子を申上げて見たいと思ひます、お許しを願つて……(圖について、あれ、これと指して説明に入る)この交叉點、これが松波さん達の仰有る中心點であつて私共は中心ではないと思ひますが、松波さんは中心だと仰有る。太政官布告には三ツの例が出して居る。大中小とこの三ツがある、例へば祝日には大旗、平日は中旗、それから風雨晦暝の場合は小旗を引揚げると云ふ區別がして三ツの旗が書いてあります。そこで皆様此の中旗の寸法を見て下さい流が一丈で堅が七尺となつて居ります。是れが抑基準であります。物の基準と云ふものは最小公倍數であり整數である、決して分數で

ある譯はないのであります。此の中旗の寸法を基準として之を正比例にて大旗を割出し又は小旗をも割出して居るのであります。皆此の中旗が基準になつて居るのであります。是は太政官布告五十七號に於て明瞭に分つて居る事柄であります。以上申述ましたのが太政官布告五十七號に依る御國旗のことです。それから續いて太政官布告の六百五十一號を以て海軍御國旗のことが定められて居ります。之は松波さんなんかの本にもお書きになつて居りますが、眞田さんもさう書いてゐる。太政官布告五十七號と云ふものは六百五十一號に依つて廢止された、斯う云ふことを書いて居られる。私はこの點については海軍省へも行きましたし、内閣へも行きましたし、文獻について調べて見ましたところそんな事實は全くないのであります。太政官布告五十七號に依る御國旗と云ふものは憲法に於て定められて居る通り何等牴觸するものがない限り生きて居るのであります。決して海軍の旗が出来たからと言つて改廢される理由がない。それから松波さんの御本に擧げられてありますが、明治五年に太政官から

この旗を使へといふ指令が出た、併し菊の御紋章は使ふことはならぬ。何んでもこの時分菊の御紋章と日章旗を同じやうに考へてゐたので、菊の御紋章は使つてはならぬ。その外新潟縣外二三縣の例を其處へ書いて置きましたが、内閣の總務課に保管してゐる。それで東京府ばかりでなく全國の國民がこの旗を揚げる、即ち陸上に使はれた元であります。それで今日迄七十年間その旗を祝日に皆んな使つてゐる。之を阿部さんが中心説を非常に主張された。これは私此處にダイヤグラフを描いて御覽に入れまして次第であります。此の圖解が即ち太政官布告第五十七號の説明であります。……(圖について説明に入る)……それで太政官布告のあの線を御覽になると誰方でもお分りになると思ふ。あの線はこゝに餘幅を作ると云ふことになる。百分の一とか何んとか云ふこと許りではない。風下に餘幅を作る。詰り之を乳方の幅より風下の幅をより大きくする。海軍の六百五十一號の太政官布告は、これは十月三日に公布されて居りますが、この時分は私の親も海軍に従事して居りまして、海軍少輔でありましたか

憶えて居りませぬが、勝さんが卿でありました。勝さんだけが海軍生拔の方で、他の人は陸軍から行つたんで旗のことは知りませぬけれども、勝さんがこれは提案された。これは文獻が無いと云つて叱られるかも知れぬが、私の親から聽いて居りますから私だけは本當だと信じて居ります。中里さんは文獻が無いからと一言に叱り飛ばされますけれども、これは勝さんのお話が餘程これに力があつたと云ふ事です。六百五十一號はどうなるかと云ふと、六百五十一號のそれは斯う書いてあります。海軍御國旗と書いてある。海軍御國旗はこの寸法の二十分の一だけ餘幅を持って。それは彼處に例が出て居ります。(圖解)……斯ういふ風に日本の國旗といふものは非常に意味深長な譯で餘幅が取つてある。阿部さんのお話の日の丸中心と云ふことでやるならばこの餘幅が要らぬと云ふことになる。餘幅を取つて仕舞ふといふ事になる。餘幅が無ければ日の丸は非常にだれた日の丸になる。これは海軍の方でも遞信省の方でも、横濱に港務局と云ふものがありますが、其處の長官の高橋大佐なども口を極めて云つてゐる、こ

んなことで日の丸中心など云つたら日本の旗は神々しひ潑刺たる姿を亡くして仕舞つて確かにだれた間の抜けた旗になる、と極力云つてゐる。これは皆んなそれを見て知つてゐる。阿部さんなんかは日本の旗は御承知ないと思ふ。陸軍にお出でになつて非常に偉い方で私共非常に尊敬して居りますけれども、旗なんといふものは御承知ない、確かに御承知ない。私お目にかゝつて伺ひましたが、斯う云ふものゝ事實は御承知ない。斯う云ふ事實を知らないで居つて、唯だ日本の皇室は中心にある、中心である、それで宇宙の中心、宇宙に比較してお話しになつて居りますけれども、宇宙といふものは非常に廣いもので何處に中心があるんだか、太陽は何處の隅に居るか、それは想像がつかない。太陽が中心だと仰有る、それは神なら分るけれども、人間で太陽の位置が宇宙の何處にあるといふことをお分りになる筈がない。けれども松波さんの御本には宇宙の中心と云ふ事が書かれてゐる。小學校の本なんかに書いてあります太陽系の繪でも御覽になつてのことではないか。兎に角日本の皇室と云ふものはそんな薄

弱な意味のない中心では決してない、億兆心を一にして御奉公申上げてゐる 皇室といふものは本當の中心でなければならぬ。唯だ日の丸を布切の眞ん中と仰有るところに置いてそれで中心であると仰有つてもそんなものは日本の旗ではない。私はこゝに郵船會社の旗の繪を持つて參りましたが、これには二ツ筋が入つてゐる(圖)これは、どんな時でもこの距離は大體同様に見える。此の線を縦に引つ張つて御覽になれば、特に縦の方は後ろに見えます。斯うした事實があります。私も再三旗を作つてやつて見ましたが、日の丸が後になる。明治三年にこれを防ぐ爲めの用意に餘幅を作つた。それを、これは要らないから明治三年に作つた以前の旗に返せといふのですが、折角我が先覺者が骨を折つて作つたものを、唯だ机の上で斯んなことを仰有るなんて私は甚だその方々に相濟まぬと思ふ。況や御維新の時分まだ今日のやうに文化も發達しない際でありますから、斯んなことを一つするんでも皆んな眞劍であります。ポケットへ手を入れて話をする時分からすると違ふんです。陸軍の旗なんかの出来ました時も

私は曾我子爵からお話を伺つてゐますが、これは初め金平糖みたやうな恰好に先の方がとんがつたものでありました、それを山縣公爵の御先代が、これは可かぬから斯う直せと云はれて今の聯隊旗が出来た。今私は聯隊旗の兵部省時代のものを持つて来て居りますが、その旗についても随分お骨折になつたといふことも承知して居りますが、其處です、私は日本の國旗を御變更なされると云ふのには餘程の重大な意義がなくてはならぬのであります。松波さんの御本にもあります通り二三度國旗の變更論がありました。即ち朝鮮を併合した時に、朝鮮併合の意味を何か入れたいと云ふ、この間第三回の總會の際でも或る方からその議論が出たさうであります、私は何んとか太政官布告の本體と云ふものはどういふものであるかと云ふことを皆さんの御了解を得たい。唯だこれだけのことであります。餘幅を此處に置きますと……(圖を指して)……さうすると日の丸が後ろに下つて見えない、それだけの事柄なんであります。僅かにこれだけのことが非常に大きな働きをするのであります。これはモウお作りになつて

揚げて御覽になれば直ぐ分ります。私保證出來ます。私はこれを今日活動寫眞に撮つて御覽に入れると宜いと思ひましたが、それについてはなか／＼面倒な手数がかゝりますので止めましたが、政府がやる時はやらうと思ひます。政府が審議會でも作られる時は是非これを活動寫眞に映して、どういふ處が違ふといふことを一目瞭然にして貰ひたいといふことを思つてゐる位であります。まだ申上ることは随分あります。けれども、今私は松波さんの言葉に對して一言茲に申上げて置く次第であります。

議長 松波仁一郎氏 只今川村さんから大變詳しい御議論がありました、此れは川村さんが元から主張されてゐる議論で、夫れを只今極力、より詳しく御説明になつたのです、其中に少しく阿部さんの御意見を批評されましたが、阿部さんは日の丸中心の事に就ては説明して居られます、川村さんの御説の日の丸を横長百分の一だけ旗竿の方へ近くするといふことに關しては、今常務理事が讀上げました説明書にあるやうに、日の丸が旗面の中心にある様に見えるやうにするには何の位片寄せるべきかとい

ふことは、見る人の遠近その他によつて千差萬別になつて來るから、さういふ千差萬別になる説を採らずして矢張り日の丸を旗面の中心に置く方がいゝといふことを説明してあるのです。貴方の御説とは意見の違ふことを。

理事 伯爵 川村鐵太郎氏 イヤさうではない、私の意見は、何故太政官布告が悪くてお變へになるのか。太政官布告の旗は斯んなに立派な旗である、それを作り變へになるといふ旗は誠に間の抜けた旗であります。それでですね、私速記を残して置きたいと思ふことがあります。松波さんの下さつてゐる『正確なる日章國旗』といふ御本に、その關係法規を示し、この布告を改めたる明治三年十月、と、斯う仰有る。斯んな事實はないです。松波さんは法學博士でありまして私共これはモウ松波さんの仰有る通りだと思つて居りましたが、さうでない。これは明治三年十月といふのは海軍の旗の公布された時であります。即ち六百五十一號の公布された時であります。この六百五十一號の公布によつて何等太政官布告五十七號は改廢せられてゐないのでありま

す。それで佛蘭西の國旗のことを私はこの前に申し上げました時に、佛蘭西の國旗を眞似る必要がないと云つて本をお出しになりましたが、私は決して眞似ろといふことを申し上げたことはない。佛蘭西の國旗を支配する原理は日本の國旗と同じやうな風に學問的に解釋されるのである。それで松波さんは斯ういふことをお書きになつてゐる：吾々が綺麗なものを見るとすると物自身が綺麗なるを好むか或は物が綺麗に見えることを好むか、例へば芝居を見るとするが、役者が樂屋で化粧してゐるところを見ると、眉を太くし白粉を厚くし、殆ど見られたものでない。私は或座の樂屋に行つて見て驚いたことがある。ところが役者が舞臺に出るとそれがチャンと立派なものに見える。然るに若しそれを樂屋で美しく見えるやうにすれば如何、いざ舞臺に出た時は殆ど見られなくなるでせう、だから芝居は綺麗に見せるものであるから、役者は樂屋では醜い程に塗り立てる、旗も道理は同じだ、又一ツ例を示さう。物の本に鎌倉の大佛さんは美男子だとか、奈良の大佛は端坐ましますとか、又その御顔は寔に御綺麗だと

か書いてあるのを讀むが、鎌倉の大佛は小さき故別とし、奈良の大佛は七八間もある、大きな大佛が一個の建物の中にあるときには其の端坐の顔が十分に見えるものでない、七八間の大佛が端坐して眞つ直ぐに顔を向けて居れば下から十分に之を見るを得ない、少し俯向いて居るから見えるので、換言すれば大佛が眞に端坐してゐないお蔭で吾々はそのお顔を拜めるのである、大佛の作者は之を知つて大佛を人に見せる様に又見ているは端坐して居る様に見えるやうに作つたのであつて、それでうまく出來て居るのであります。このことは見るものに就ては何事も同じ道理で、物自身よりも物が如何に見えるかを考ふべきである。油繪は物自身は随分きたないが、油繪として適當な距離で見れば綺麗に見える、それで宜い。旗もさうであり旗色もさうである。佛蘭西人は自國の三色旗の青白赤は同幅の如く見える様に作りたと思つた。實際には各自の幅は違つて居つても人の目に同じ様に見えるやうにしたかつた。然るに旗は元來遠い所から見るもので、目先や三尺や五尺の近くで見るものぢやない、然らば國旗の三色が同

幅に見える様にするには各色の幅を如何にしなければならぬか其の率をどう變へてい
 いかの問題に逢着する。之を解決するには種々のことを研究するを要す、一は旗と云
 ふものは始終空に翻へるものである。随つて明きの方は自然と風で卷かれる加減にな
 つて短かく見える、故に佛國旗の明きの方にある赤色の幅を長くしなければ他色と同
 幅に見えぬ、さればと云つて無暗に長くすると赤だけが長過ぎるやうに見える、そこ
 で如何すればよいか、之を定むるに視覺の研究が要る。と云ふお話であります。日本
 の旗もです。松波さんのこの通りの原理によつて、眞ん中にあるものは後に見える同
 じ原理だ。この原理といふものは世界各國同じことであります。何處の原理を使つた
 つて、その國の眞似をした譯ではない、段々時間が短くなりますけれども、モウ一
 ツ私は申し上げたいと思ひます。太政官布告の六百五十一號は海軍の旗でございまして、
 明治三年の十月三日に公布された。當時は現今のやうな軍艦旗もなく、日章旗を海軍
 御國旗として横幅寸法の比率二：三、この二ツを常時軍艦に掲揚することに規定され

て居つたのです。それでこの國旗のことは海軍で出したパンフレットに詳しく出て居
 ります。暫時お聴取を願ひたい。海軍御國旗は白布紅日章で縦横は右に同じ：：右に
 同じとは 天皇旗に同じといふ事で、 天皇旗の寸法を擧げたのであります。風雨の
 日及び小艦に在ては小なるものを用ゆ縦横の比例は定法に従ふべし、之は即ち比例制
 によつて小さい艦はどうにでも大きくも小さくも出来る。艦首旗章國旗に同じ、縦六
 尺横八尺と書いてあります。國旗の日の丸と白地は同じ事であるけれども、比率は違
 ふんだと云ふことをハッキリ書いてあります。小艦に在ては小なるものを用ゆ、但し
 信號には定尺の者を用ゆ。それから『縦横右に同じ』とは御旗に同じと云ふことで、
 御旗の寸法は左の通りである。縦七尺八寸、横一丈一尺七寸、風下餘幅五寸八分、但
 し縦徑は横徑の三分二、又横徑の二十分一を風下の縁に加ふ、日月の徑は縦徑の五分
 三と定む。中里さんがお書きになつた御本には、是れ程顯著な事實を、この寸法の此
 方へ寄つてゐる事實を、旗を作るものが計つた時に計り間違へたらう、斯う云つて居

られるのは随分非道いお話だ。海軍の御出身の方でありながら、海軍の軍艦旗の濫觴である六百五十一號の旗の寸法と云ふものが、全く海軍の人の誤りである、間違ひのものが茲に出てゐるんだ、物指で測り違へた、斯う云ふことを仰有る。私は子供のうちに比較的軍艦を見る機会を持つて居りました爲に、軍人でありませぬけれども、始終國旗を見たことがございますが、未だ曾てさういふお話を伺つたことがない。之はこの通り海軍で作つたんですから。それから又まだ中里さんの御意見に重大な反對を申上るならば、それは海軍の軍艦旗といふものは尻ッぽが切れるから、あの方に餘幅を置いてゐるんだと、これなんかは海軍の軍人が聞いたら怒るだらうと思ふ。海軍の軍艦旗といふものは切れるからそつちの方へ日の丸を寄せてゐる。海軍の艦は切れた旗を掲げた事實は一遍もないと思ふ。切れれば片ッ端から修繕をして掲げて、決して切れた儘掲げてゐることは全然ないと思ふ。切れた儘の旗を掲げるやうな海軍ならば誠に訓練も足らない、日本みたやうな立派な海軍にそんなことのありやう譯がない。

そこで私はこれだけは容易ならぬ海軍に對する侮辱だと思つて拜見してゐる。私はまだ申上ることは幾つもありますけれども、兎に角私は國旗の制定といふものは太政官布告に決まつて居つて、これを廢止される理由は一ツもないと私は確信してゐるのであります。それから私は色んなことを一緒にたに申上げまして甚だ恐縮ですけれども、この流、長さと言ふことを外國ではホリゾンタルと云つて居りますが、日本では長さのことを流と書いて見たり、流の三水を取つて仕舞つてながれと讀んだり、横徑と云つたり、長さと言つて見たり、又縦のバーチカルの方を縦徑、幅といふやうに、斯ういふ風に同じものを表はすにも三ツも四ツも違つた名を附けるといふことは實に見識極まつた話で、之は横徑なら横徑、縦徑なら縦徑で宜いのですから、何んとかこれは一定すべきものではないかと考へる。松波さんの御本には日の丸右とか左とか云つてお書きになるが、これは所謂風上の方が右である、何故かと云ふと、彼處にあるやうな突起があるんです。(圖指説明)……太政官の布告は右から左に流れる、それだ

から今度外の旗は左から右に流れる……右左なんと云ふのは飛んでもない誤りである。松波さんの御主張は、殊に不斷仰有る國旗學の研究によつてこんなことを仰有るとすれば、そんな國旗學は飛んでもない國旗學だと私は思ふ。それからまだ一ツ艦首旗のことでもあります。艦首旗といふものは何處の國でもその國の國旗になぞらへて出來てゐる。國旗その儘でないことは誰も知つてゐる。中里さんは艦首旗が日本の國旗だと云はれる、之は首尾顛倒したも考へてあつて、決して艦首旗が國旗といふことではない、國旗になぞらへて作られたもので、決して國旗ではない。けれども斯う云ふことまで仰有つた。太政官布告の六百五十一號の規定の中には、艦首旗が六尺に八尺で三：四の割合、御國旗が七尺八寸に一丈一尺七寸で二：三の割合に出て居りまして、兩者紛はしくないやうに作つたと云ふことがハッキリ出てゐる。これを中里さんは、これは海軍の間違ひである、六・九を間違へて六・八と書いた、斯う云つて貰ひました御本に書いてある。それは先程の松波さんの御説と同じことで、松波さんは旗を七

尺十尺と決めてそれ以外のものは何んにも出來ない、斯う仰有つた。七尺十尺と云ふ旗の基準からして幾多の旗を作れと法律が命令してゐるものを、何うして七尺十尺の旗よりしか作れないといふことを私は理解出來ない。斯く幾度も阿部さんの御主張の中心になつてゐる點といふものは悉く誤つてゐるとすれば、これは再検討をどうしても爲さるべきものではないか。私の今申し上げましたことは甚だ不完全な申上方で或は速記に充分取れなかつたかも知れませぬが、速記に現はれてゐることを全面的に私は責任を以て申上る。何うか若し間違つて居りますならば何うか御教えを乞ひたいと思ひますが、私はまだ〳〵申上ることは澤山ありますが、逆も一時間や二時間やつても私が辯者であると充分喋舌れるんですけれども、この通り不辯の辯舌拙いものですから、今日はこの邊で止めて置きまして、誤つてゐるところをどうか皆さんの御教えを乞ひたいと考へます。

議長 松波仁一郎氏 川村さんの御意見は詰り大體に於て明治三年の太政官布告の趣

意に基くのがいゝと云ふのですか。

理事 伯爵 川村鐵太郎氏 イヤ、私は太政官布告と云ふものは日本に現在現行法として使用されてゐるのを變へる必要が何處にあるかと云ふのです。變へる理由が一つも立たない阿部さんの御意見では。

議長 松波仁一郎氏 詰り貴方の御意見は太政官布告の現行のものが良いと云ふことになりませんが。

理事 伯爵 川村鐵太郎氏 良いも悪いも、現在國民が使つてゐるのを、之を變へるならば變へるべき理由がそこになければならぬ。詰りその理由が一つも物になつてゐないといふことを私は申し上げただけであります。今のが悪いとは考へませぬ、併し絶對に良いとは考へてゐない、モット良い旗が出来るかも知れませぬ。

議長 松波仁一郎氏 川村伯は太政官布告の下に今行つてゐるものは悪いとは云へない、悪いとは云へないものを何故變へるか、斯う云ふことですね。

理事 伯爵 川村鐵太郎氏 さうです。而もその變へるものは非常に悪いものと思ひます。

議長 松波仁一郎氏 そこでそれは意見の相違です、現在のものは色々の點から考へて良くないから、之とは別に良いものを作らうといふのです、その理由如何と聞かれませうが、其理由は一應阿部委員長の説明書に書いてあります、その理由で足りないかどうかは疑問であらう、又その理由に反對かどうかと云ふことになればそれは意見の相違であります、川村伯はかの説明書は誠に詰らないやうにいられる、又餘り研究してゐないやうな風に云はれるがさうでない、あれは委員諸君が何回もくもかいつて非常に研究を積んだ上のことです。

理事 伯爵 川村鐵太郎氏 イヤそれは私も調査を拜見して居りますが、制式について何んの御研究がありました。

議長 松波仁一郎氏 研究を積んだ上のことです、委員の各自が深く研究した結果を

委員會へ持出して審議したに違ひないので。

理事 伯爵 川村鐵太郎氏 私は阿部さんの所へも出まして御意見を伺ひましたけれども、阿部さんは旗のことは餘り詳しくありません。これは自分で確信してゐるので、詳しくある筈はないのです。段々細かく方々へお聞きになることも出来ないし、調べると云つても貴方の御本を読むことが精々だと思ふ。貴方の御本を全面的に信じると云ふだけなんです。

議長 松波仁一郎氏 私は人の研究の如何まで深く探知しませぬが、結局するところあなたは阿部委員長の見解たる日の丸中心と云ふことに賛成出来ないと思ふのでせう。結論はさうですね。

理事 伯爵 川村鐵太郎氏 無論……。

議長 松波仁一郎氏 川村さんから私と中里さんに対するお話がありました。私に對する御批評に就ては私は一切答辯は致しませぬが、中里さん何かお話が。

委員 中里重次氏 私に對する御批評がありましたから、まだ研究の足りない點もあるので御教へ下さつたらうと私は善意に伺ひますが、唯だ私は最初の旗屋の件は私は決して嘘は申しませぬ。正しく本人にも會ひ、電話でも調べた結果をパンフレットに書いたものです。川村伯爵の云はれてゐるやうな事は私には一言も云はない、『船會社自身旗を作らない、民間の旗は私の方の外に旗屋から買つてゐる』と、斯う云ふ説明でございました。それで今は組合があるさうで、東京でも三百軒からあるさうです。『併し甚だ不統一で、四角な旗などもあるんで、それは可かぬから、私は組合を強化して統一して貰ひたいといふ意見を持つてゐる』斯ういふことも云つたんです。川村伯爵の云つたやうなことを私には云はない、それだけ申上げて置きます。それから私は太政官布告の五十七號は六百五十一號が出来た爲に廢止になつとは言ふて居りませぬ。五十七號は特に郵船商船規則なんで、それで陸軍では同じ年の五月、又海軍では同じ年の十月に各別にそれ／＼の旗を作られたと私は思つてゐる。海軍に關する限り

は六百五十一號の旗を用ゐてゐる。今一ツは軍艦旗のことを私は書いてありますが、あれは言葉が足らぬか知りませぬが、『時々切れるから端の方を六分の一餘幅を持つてゐて、切れても眞ん中の方へ戻るだらう』と、川村さんが仰しやつてお叱りを蒙りましたけれども、實は矢張りあれも色々調べたのです。何う云ふ理由で六分の一風下に寄せるかと云ふことはその當時何の記録もない。其後もあの當時の誰か同じ局へ勤めて居つたら若干か記憶が辿れるだらうと云ふので色々な人に聞いて見ましたが誰も知らない、實は私も困つた。軍艦が千切れた旗を絶対に掲げぬと云ふのですが、固より千切れた旗を態々掲げてゐる艦は一ツもありませぬ。併乍ら始終非道い風が吹きますから、何うしても千切れ易いので、遠洋航海中のしけの時などは何枚あつても足りないうで遂にはブリキで旗を作つてそれを掲げたことさへある。詰り大きな時化になると千切れて仕舞ふ。旗は固より絶えず修理致します。千切れたり汚れたりするからして旗の種類も數も多くなつてゐる。修理致しますけれども、如何なる場合に於てもキチ

ンと云ふ譯には行かない。之は私の海軍生活で正しく承知してゐる。今一ツは『艦首旗を國旗にしろ』と、斯う云ふことを私が述べたと仰有つたやうですが、私はそんなことを云つて居らぬ。艦首旗は何故國旗と違つた寸法にされたものであるかといふことを言つたのである。之も當時調べたが何うしても分らない。それで疑問にしてゐるのは、明治三年に御國旗といふものが出来ました、それを一ツ後部に掲げ、一ツは艦首に掲げるさうして艦首に掲げる旗を艦首旗章と云つてゐた。明治二十二年まではその艦首旗章と國旗の外海軍の旗章が幾度か改正がありました、何時の改正の時でも艦首旗章は前に同じ、さうして又艦首旗章は國旗に同じ、と斯うなつて居りながら、艦に掲げてゐる國旗と前に掲げてゐる艦首旗章が何故斯ういふ風に違つてゐるのか、どう云ふ理由に依るのであるか。それは私の調査が不充分かどうか知りませぬが、その當時の記録を見ましたけれども無い。それで從來の艦首旗には觸れないで艦首旗章としてその儘大正二年の旗章令改正の時もそれを用ゐ來つて今日に至つて居るのであ

りますが、艦首旗章を國旗にしろと云ふことは私は云ふた憶えはありません。無論さういふやうな疑問を持つて居りますから、今度國旗の制定でも議せられる場合は、その國旗を艦首旗章にも適用してさうして國旗を艦首に掲げた時分には之を艦首旗章と稱すると云ふやうにされたならば私は國旗の向ふところに従つて軍艦が進むと云ふやうなことになるので大變いゝではないかと思ふ。『海軍に對する侮辱だ』と云はれる、之は私のお言葉でありますけれども承知出来ない。私は海軍のもので旗章令も自分の主務として起案したのでありましてどこを指して侮辱といふのか心外に思ふ。これだけ申上げて置きます。まだ申上げたいことはありますが、私は耳が聴えませぬので……。

理事 伯爵 川村鐵太郎氏 簡単にモウ一つ、私のお話の中に申上げましたことは、六百五十一號と云ふ、これだけ立派な法規あるに拘はらず、海軍に記録があるにも拘はらず、それを寸法を取つて見た處が斯う云ふ風になつて偶然の結果だと言はれる。これは誤りだと言ふたのです……。

委員 中里重次氏 あれは寸法が書いてあります。

理事 伯爵 川村鐵太郎氏 それに拘はらず偶然の結果斯うなつてゐると斯う仰有つた、どうぞ御自分で御書きになつたことですからお読みになつて……。それから海軍の旗章の軍艦旗のことについて甚だ失禮なことを申上げましたやうですが、之は私ばかりではありません、名を申上るのは甚だ恐縮ですが、或る海軍の要職に在る立派な方がですね、私にさう仰有つた、實に怪しからぬことを云ふ、斯う云つてゐる。成程私も考へて怪しからぬと思ふ。海軍が破れた旗を前提にして國旗を決定したと云ふのは之は海軍の人が怒るのが尤もだと思ひます。

委員 中里重次氏 イヤ結果がさう云ふ風に兎角なり勝なんです、又實際なつて居ります。今一ツ違つた例を申上げますれば、旗章條例當時は旗布の御旗が無かつたので明治天皇當時の 皇后陛下が軍艦に行啓遊ばされた時 皇后旗を掲げました處が、風が強い上高い所に掲揚された爲め揚げるや否やピリ／＼と破れたことがありまして、

これは甚だ恐れ多いといふので、旗章令では風雨の日は黄旗布の旗で差支へないといふことになつた。高い所に掲げる時は何んとしても切れ勝なんです。誰が怪しからぬと云つたか知りませぬが、若し名を云つて頂けば私は直ちに辯明に出る心算です。

議長 松波仁一郎氏 折角の良い御議論や御説をさう簡単に聴くのは失禮ですから、又この次に總會を開いた時ゆつくりしませう。兎も角川村さんも御質問があれば、中里さんも御説があらうからゆつくりやりませう。急いでもやりになるのは甚だ遺憾です、尙時間の関係で遺憾ながら今皆さんの御説を聴く譯に行かない、川村さんや中里さんが熱心にお話し下さいましたが之で決定した譯でもありませんから、又改めて充分に御意見を伺ふことにして今日は之で散會致します。

理事 伯爵 川村鐵太郎氏 この際一言申上げて置きます。話が下手な處へ持つて來て賢明なる諸君の前に色々云はずとも宜いやうなことを申上げまして甚だ恐縮千萬に考へます。私は今日は甚だ遺憾に思ひましたものですから、つい激越な言葉も出て寔

に失禮致しました、何卒御諒願ひます。(午後六時四十七分閉會)

協議終つて晚餐會に移り、食事後別室にて閑談。八時半散會。

(以上)

昭和十五年六月一日印刷
昭和十五年六月七日發行

發行者	東京市牛込區早稻田鶴卷町四四番地 小出末三
發行所	東京市牛込區中町一七番地 日本國旗會
印刷者	東京市神田區美土代町十六番地 島連太郎
印刷所	東京市神田區美土代町十六番地 三秀舍

本會ハ國旗ニ關スル他ノ會ト關係ナシ

會費ハ年六圓トシ毎年十二月十日ニ納入ス

407
61

終

